

見込商売についての覚書

—一八九〇年代後半～一九一〇年代の三井物産—

鈴木邦夫

はじめに

一 見込商売＝壳越買越業務の成立と定着

1 壳越買越の定義と用例

2 壳越買越業務の制度的変遷

3 壳越買越業務の成立と定着

二 壳越買越限度の機能

1 機能区分

2 委託荷による現物常備

3 見込商売の事例分析—石炭—

むすび

はじめに

一九〇〇年代に確立した日本資本主義は、産業諸部門の発達の跛行性に規定された分裂的な貿易構造⁽¹⁾を具備していた。この貿易構造は外国人貿易商（欧米商、中国商、印度商）と日本人貿易商によって担われ、これらの商人が日本国内のみならず、朝鮮・中国など東アジア諸地域でたがいに対抗・連繋しながら激しい競争をくりひろげていた。本稿で分析対象とする三井物産もそのひとつである。

三井物産は、日本資本主義の確立、帝国主義国への同時転化に対応しつつ、激しい競争戦の下で取扱商品・取扱地域を変化・拡大させていった。取扱高は日清戦争後飛躍的な増加を示し、一八九七年度五三七三万円から一九〇四年度一億二七六二万円へと一億円台に達し、さらに一九〇七年度には二億円台へと急進した。取扱高急増の背後には、三井物産・三井銀行による巨額の投融資と、これを梃子とした三井物産による一手販売権・供給権の確保・維持が重要な機能を果していたが、これはすでに多くの論者が指摘しているところである。⁽²⁾しかし、ひるがえって日清戦争以前と日清戦争以降、とりわけ一九〇〇～一九一〇年代の三井物産を商品取引の状態に即して対比してみれば、委託商売における広汎な一手販売権・供給権の取得とともに後者を前者と決定的に区別するものは、見込商売の採用・発展にほかならないと考えられる。そこで、本稿では研究の手薄な見込商売の問題に焦点を絞る。

見込商売を分析の俎上にのせることは、いかなる意味をもつか。第一に、三井物産の全体像、すなわち商品取引を遂行する運動メカニズム構造を把握する際には、見込商売の分析が不可欠である。私見によれば、三井物産の構造的把握をおこなうためには、三井物産をG—W—Gつまり売と買をつなぎ自己増殖をくりかえす運動体（商業資本）としてまず捉え、この運動の具体的なあり方、すなわち商品取引のあり方に注目する必要がある。この商品取引のあり方との変化こそ、資金調達の量・方法、資金の充用量・充用の仕方、さらには制度・組織のあり方を規定する基底的な要因である。したがって、見込商売の採用という商品取引上の変化を分析する必要がある。

第一に、見込商売の分析を欠如させてしまは、取扱商品量・取扱品目の増加⁽³⁾の要因を明らかにしえない。商品取引が委託商売に限定されている場合、利益を確実に収受できるものの取扱量は制約され、しかも継続的に取扱いの品目は限られる。見込商売の採用は、このような制約を大幅に解除し、取扱商品量・取扱品目を増加させたのである。とりわけ、取扱品目の増加によって、ある品目における売越買越業務の失敗は他品目の収益で相殺され、三井物産は全体として収

見込商売についての覚書（鈴木）

益を年々安定的に確保できたのである。

第三に、対東アジア商品取引の拡大と外国間貿易への進出を検討するには、見込商売を制度的に保障した売越買越限度がもつ独自の機能を解明しなければならない。この点の解明なくして、三井物産の本格的な東アジア進出の特質、ひいては日本帝国主義における対外進出の特質は語りえないものである。

このような意味をもつにもかかわらず、見込商売の分析は立ち遅れている。この理由は、業務担当者でさえも実際にどの程度の商品量が見込商売で動いているのかを容易に確定しがたく、したがって見込商売の実態を示す包括的な資料が残りにくいためである。事実、三井文庫に所蔵されているものは断片的な資料である。とはいっても、若干の研究がなされているので、それに触れておく。

棉花、綿糸、綿布については、山口和雄の研究がある。⁽⁴⁾ 山口は三井物産について一八七七年（綿糸布は一八七八年）から一九一四年までの各商品取引のあり方とともに金銭のあり方を実証的に解明したが、その際売買越限度に注目してその推移を明らかにしつつ議論を展開している。売買越限度に関してはいくつかの事実誤認・誤記があるものの、全体の論旨はほぼうなづける。燐寸については、山下直登の注目すべき研究がある。⁽⁵⁾ 山下は三井物産による東アジア市場への燐寸輸出を論じる中で、反対との激烈な競争を展開し、これにうち勝つための有効な手段として「買持制度」を捉え、これを詳細に分析している。この他、三井物産の見込商売に触れた研究はいくつかあるが、立ち入った分析がなされているとは言い難い。まして、三井物産以外の商社に関する研究では、古河商事の「大連事件」を扱った武田晴人らの論文⁽⁶⁾を除けば皆無に等しい。

以上の研究史の状況を踏まえ、本稿では次のように課題を設定する。第一に、本稿は、三井物産の発展のあり方を歴史的に解明することを直接の目的としたものではなく、あくまでも狙いは諸貿易資本の運動のあり方を分析する

ための有効な視点を提示することにある。第一に、そのため、一八九〇年代後半から一九一〇年代までの三井物産を分析対象として、見込商売の成立・展開を保障した売越買越限度に關わる制度・規則の変遷を分析し、さらに、三井物産が業務を拡大し、市場支配を強める上で売越買越限度が担つた機能を全体的に明らかにすることを課題とする。このようないくつかの検討を通じて、すくなくとも、一九〇〇年～一九一〇年代における三井物産の飛躍的な発展、とりわけ対東アジア商品取引拡大と東アジアを展開の基軸とする外國間貿易拡大の根拠を明らかにしうるのである。

(1) 高村直助『日本資本主義史論』(ミネルヴァ書房、一九八〇年)四三～七八ページ。

(2) たとえば、最近では春日豊『三井合名会社の成立過程』(『三井文庫論叢』第一三号、一九七九年)。

(3) 益田孝は、取扱品目増加の必要を次のように説いている。「元来大都会ニハ商業上ノ分業行ハレ呉服屋ハ呉服物事業ナレトモ反之片田舎ニハ総テノ商品ヲ商フ所謂万屋ナルモノアルト同シク、我日本ノ如ク総輸出入貿易高三億乃至三億五千万円ニ止ルノ国柄ニ於テハ我社ノ全力ヲ傾注スヘキ一品乃至二品ノ商売ヲ發見スル能ハサルヲ以テ勢ヒ種々ノ商品ヲ取扱ハサルヘカラズ、是レ我輸出入貿易ノ為メニ遺憾措ク能ハサル所ナリ、又我國ハ新興國ナレハ計ラサル商品カ図ラス盛ナル商務トナルコトナキヲ保セス、故ニ苟モ本業ヲ妨ケサル限りハ新商品ノ販路ヲ開拓スルコトヲ試ミサルヘカラス」(『商務諮詢会席上会社ノ營業方針ニ関スル益田専務理事演説ノ要領』一八九八年七月演説、三井物産合名会社「理事会議案」三井文庫所蔵史料 物産二〇〇所収)。

(4) 山口和雄編著『日本産業金融史研究 紡績金融篇』(東京大学出版会、一九七〇年)第二章第一節「三井物産会社」(山口和雄執筆担当)。

(5) 山下直登「形成期日本資本主義における燐寸工業と三井物産」(『三井文庫論叢』第六号、一九七一年)。

(6) 松元宏『三井財閥の研究』(吉川弘文館、一九七九年)、『三井事業史 本篇』第三卷上(三井文庫、一九八〇年)など。

(7) 武田晴人「古河商事と『大連事件』」(『社会科学研究』第三二卷第一号、一九八〇年)、森川英正『財閥の經營史的研究』(東洋経済新報社、一九八〇年)。武田論文は、古河商事破綻の直接的要因となつた「大連事件」(大豆粕、大豆などの投機の失敗)を中心に、反対商との関係をみながら詳細な実証分析をおこなつてゐる。

一 見込商売＝売越買越業務の成立と定着

1 売越買越の定義と用例

「財閥解体」によって解散させられる三井物産の売越買越業務の全容を考察するには、運賃、為替、補助材料などの各売越買越をも検討する必要があるが、ここでは三井物産の売越買越業務の中で最も主要な部分を構成する商品の売越買越にほぼ対象を限定する⁽¹⁾。

商品の売越状態とは、在荷（現物）プラス買約定分が売約定分を下回っている状態、買越状態とは上回っている状態と定義する⁽²⁾。この状態（position）は主として売越買越行為によってもたらされる⁽³⁾。売越行為とは、自己の危険負担の下に、売約定をすることをいい、売約定後に買付（買埋）をおこなう。これに対して、買越行為とは、自己の危険負担の下で買約定をすることであり、買約定後に売却をおこなう。この過程で、売と買が結びつかない期間が売越あるいは買越の状態となる。このように、売越買越といつても、状態をさす場合と行為をさす場合があり、後に資料を分析する際にまず留意しておかなければならぬ⁽⁴⁾。

つぎに売越買越状態と在荷（現物）との関連を明らかにしておく。ある商品（たとえば小麦粉）の手持（在荷+買約定分）が一〇〇トンある場合、一〇〇トンの買越状態である。ここから五〇トンを売約すれば五〇トンの買越状態となるが、もし一五〇トンを売約すれば五〇トンの売越状態となる。ここでは、在荷がゼロであっても買越状態はありうるし、また在荷を多くもつ売越状態もありうる⁽⁵⁾。買越状態か売越状態かは直接に在荷の有無に照応していない。しかし、この不照応は、逆いえば、いかなる売越買越行為をおこない、いかなる売越買越状態を作り出すかにより、個々の売越買越

業務の性格が異なるであることを示唆している。一八九〇年代後半～一九一〇年代におけるこの業務の意義を明らかにする際には、取扱商品が現物か先物かに注目したい。

なお、実際には他の言葉によって「売越買越」がしばしば表現されていることをあらかじめ例示しておく。三井物産資料には「先売先買」「買持」という用語が散見されるが、これらの用語は、先売＝売越、先買・買持＝買越、したがって先売先買＝売越買越として使用されている。⁽⁶⁾また、棉花の場合、「注文中受」「指_直売物発電」「売約⁽⁷⁾」、綿糸の場合、「注文_支仮受⁽⁸⁾」という言葉で特定の売越行為を表現することがあるし、石炭の場合には「買切約定」「買約定⁽⁹⁾」、綿糸では「注文仮買付⁽¹⁰⁾」という言葉で特定の買越行為が記載されている。ただし、通常の用法では、売約定・買(切)約定という言葉は売越買越行為をさすわけではなく、先の例は、買または売の十分な裏づけのない約定という意味を言外に含んで使用されているのである。また、木材の場合には「仕入計画」(買越)という言葉が使われている。

売越買越の定義・用例は以上にとどめ、つぎに「委託商売(売買)」と、売越買越業務によって展開する「見込商売(売買)」の区分にふれておく。原理的には、委託商売では、危険をまったく負担せず、売手または買手の委託をうけて商品売買を成立させ、委託者から手数料を受け取る。これに対して、見込商売では自己の責任において危険を負担し、自ら買手→売手(あるいは売手→買手)となつて商品売買を完結し、売買差額を取得する。しかし、(1)まず商品の価格を買入地に問合せ、売買が成立しうる価格である場合に売約定をなし、直ちに買付をする方法や、(2)買付が困難な商品でかつ売行見込が確実である場合に、先に買付をおこない直ちに売約定をする方法などは、売買差額を取得するものであるが、これららの取引では、売越・買越状態は直ちに解消し、負担する危険の度合が軽微であるため、三井物産の当事者はこれらを「委託商売(売買)」の範囲に含めて考えていた。⁽¹¹⁾以下で使用する「委託商売(売買)」という用語は、とくに断わらない限り、この広義の意味をもたせて使用する(これに対して、「見込商売(売買)」は狭義の意味)。

見込商売についての覚書（鈴木）

- (1) 商業資本は、運賃の売越買越業務をおこなって、商品売約定分と運賃取決数量分とを調整する。この業務そのものを独自に検討することは省くが、次のような例はこの業務と密接に関連する。(1)「牛莊大豆類輸入取扱方之件ハ満船又ハ割積ニ拘ハラス注文高ニ対スル參分ノ毫ヲ増シ買スル事」(一八九五年、兵庫支店へ許可)、(2)「硫黃毫千噸先買ノ件認可ス」(一九〇一年、営業部へ許可)。(1)の例では、運賃取決数量分の方が商品売約定分よりも多く、運賃買越となつてゐる。この許可では、未完約分(「浮荷」)を本船着荷までに必ず売約するという条件で、明示的ではないが、運賃買越を認めてゐる。(2)の例では、日本からの硫黃輸出は安価な船腹が手に入るか否かによって左右されていたため、積出を容易にする目的であらかじめ硫黃を現物として確保することを認めたものである。三井物産合名会社「理事会議案」三井文庫所蔵史料 物産一一六、同「指令」三井文庫所蔵史料 物産八五。
- さらに、商業資本にとって、為替の売越買越は、商品売約分(あるいは買約分)と為替取決分との関係であり、補助材料の売越買越は、商品売約数量と補助材料数量との関係である。補助材料とは、米包装用の麻袋、魚油用の空罐などをさす。ただし、麻袋の場合には、購入分を三井物産が補助材料として使用するだけではなく、そのものを他へ売却する商品もある。
- (2) (5) 第一物産株式会社『商売常識』(一九五一年)五九ページ参照。
- (3) この他、ある商品取引において、売約定と買約定が結びつけられた後に、一方の相手が売買契約を破棄した場合にも買越状態あるいは売越状態となる。
- (4) 行為と状態の区分は、筆者独自のものであり、この区分が現実に厳然となされているわけではない。三井物産本店が各店・各部にあてた許可「指令」では、この区分がはなはだ曖昧なものが多いが、それらの多くは状態を規定していると考えてさしつかえない。また、各売越買越許可「指令」が行為 状態のいずれを規定しているかによつて売越買越業務をおこないうる範囲は異なる。一般的には、状態をさしてゐる場合の方が範囲(取扱数量・金額)は広い。たとえば大阪支店に錫五〇ピクル買越認可が指令されたとする。行為を認可したのであれば、通常、買付けた五〇ピクルを原則として全量売払わなければ次の五〇ピクルを買付けられない。しかし、状態を認可した場合には売約定相当分をすぐに補充することが可能である。なお、「売越買越限度」という用語は、状態の限度と行為の限度をともに含んだ意味で使用されることが多いので、本稿もこれに従う。
- (6) 抨稿「三井物産株式会社取締役會議録」解題(『三井文庫論叢』第一四号、一九八〇年)。
- (7) 「孟賣出張店棉花取扱方同出ニ対スル指令案之件」一八九五年九月二五日廻議(前掲「理事会議案」三井文庫所蔵史料 物

産一一大）、「苗賣支店へ苗賣綿花七千俵ヲ限度トシ一時ノ売約定認可ノ件」一九〇五年八月四日提出（三井物産合名会社「管

理部會議案」三井文庫所蔵史料 物産一一七）。

(8)(10) 「綿糸商売拡張ニ関スル件」一八九七年一月一日廻議（三井物産合名会社「理事會議案」三井文庫所蔵史料 物産一

一九）。

(9) 「香月石炭本年中買切約定ノ件」一八九七年八月二十四日廻議（前掲「理事會議案」三井文庫所蔵史料 物産一九）、「豊國

石炭賣約定ノ件」一八九八年九月二八日廻議（前掲「理事會議案」三井文庫所蔵史料 物産一一〇）。

(11) 前掲「商務諮詢會席上会社ノ當業方針ニ關スル益田専務理事演説ノ要領」一八九八年七月演説。

2 売越買越業務の制度的変遷

ここでは、(1)三井物産全体の當業活動を規定した主要な例規類・達などにおいて、見込商売＝売越買越業務がどのように規定されていたのか、(2)この業務に関して三井物産はどのような統轄を上部機関（三井商店理事会、三井當業店重役会、同族会管理部など）からうけていたのか、(3)やむに、三井物産内部においてこの業務に関する権限の所在はどのようになに変化したのか、以上三点に留意しつつ売越買越業務の制度的変遷をおう。

一八七六年（明治九）七月一日の三井物産会社設立の前後では、第1表に示したように「社則」（第一条）、「組合約条」

第1表 委託商売・見込商売に関する規定

社則	施行または作成年月日	規 定	作 成 主 体
	1876年6月	第一條第一節 此会社ノ當ムヘキ商業ハ、専ラ他人ノ依 頼ヲ受ケテ物産ヲ売捌ク「ヲ務メ、或ハ買收シ テ其手續料ヲ得ル、則チ問屋欧洲謂フ所「コム ミションエジエンシー」ノ商売ナリ 但シ各地物価ノ高低ニ就テ必ス利得ヲ生ヌヘキ 確実ノ商売ハ之ヲ行フ事ヲ妨ケス	三井物産会社

見込商売についての覚書(鈴木)

	組合約定	1876年7月	第八条 此会社ニ於 ^ミ 當マント欲スル商事ハ、専ラ他人ヨリ依頼ヲ受ケ物産ヲ亮拂キ、或ハ貿易シテ手数料ヲ得ル問屋、則チ歐州謂フ所エシエント商売ナリ、然レバ、能ク四方ノ相場ニ通知シテ、トヘハ甲乙ノ両地ニ於 ^ミ 而物価ノ高低アリテ、其間必ラス利得ヲ生スヘキ確実ノ目算アル商売ヲナス事妨ケナシトス、尤空相場見込商及他人ノ為メニ危険ノ損害ヲ受合フ等一切ナスヘカラス	三井義之助 三井武之助
三井物産会社	商売取扱手続概略	1876年7月	当社ニ於テハ種々ノ商業ヲ行フト雖モ、其専務トスル所ハ、他人ノ委託ヲ受テ諸種ノ物品ヲ売買スル問屋商売ニ在リ	三井物産会社
三井物産会社定款		1887年2月	當会社ハ内外ノ物産依託売買ヲ以テ專業トシ兼テ本業ヲ補助スベキ事業ハ勿論堅固ナル礦業等ヲ經營ス	三井物産会社
三井物産会社營業規則		1892年5月	第十一條 如何ナル顧客タリ氏限月米ノ依託ハ引受ケサルモノトス、但現米ヲ送付シ置キ限月米ニ売付、渡米ヲ為スハ此限ニアラス 第十七條 特別注文ハ其品ノ何タルヲ問ハス代価請負即チ着直向程ト注文主ニ対シ売約定ヲ為スモノヲ云フ 前項ノ場合ニ在テハ最初其商品ノ価格ヲ買入地ヘ問合シタル上約定シ直チニ之カ買付ヲ為スモノトシ、尚ホ其場合ニ依リテハ現品準備ノタメニ確実ナル期約ヲ以テ買置ク「モアルヘシ……	三井物産会社

三井物産合名会社職務章程

1895年1月1日

三井物産合名会社

在り

第九条 会社營業ノ目的ハ内外物産ノ依託売買ヲ行フニ

第十二条 顧客ノ何人タルニ拘ハラス限月売買ノ依託ハ

引受ケサルモノトス
但シ現品ヲ送付シ置キ限月売付ノ依頼アリタル

ヰハ其時々社長ヘ経同スヘシ
第十七条 注文品買入レノ時艤船其他ノ事情アリテ止ム
ヲ得ス注文高ヨリ幾分カ買入高ヲ増ス「アルハ
差支ナシト雖モ此増数ハ総シ多少ノ損失ヲ見ル
モ直チニ売却シ本額買入注文ノ手數料ヲ以テ決
算ヲ為シ決シテ会社持品ト為スヲ許サス、依託
品ノ残額引受ニ在テモ亦同シ

三井物産合名会社營業細則

1898年6月1日

三井物産合名会社

第一条 会社營業ノ目的ハ内外物産ノ依託売買、海運業
及北海道漁業ニ從事スルニ在リ

第三条 顧客ノ何人タルニ拘ハラス限月賣買ノ依託ハ

引受ケサルモノトス、但現品ヲ送付シ置キ限月賣

付ノ依頼アリタルヰハ其時々社長ヘ経同スヘシ

第八条 受けケサルモノトス、但現品ヲ送付シ置キ限月賣

付ノ依頼アリタルヰハ其時々社長ヘ経同スヘシ

注文品買入レノ時艤船其他ノ事情アリテ止ムヲ

得ス注文高ヨリ幾分カ買入高ヲ増ス「アルハ
差支ナシト雖モ此増数ハ総シ多少ノ損失ヲ見ル
モ直チニ売却シ本額買入注文ノ手數料ヲ以テ決
算ヲ為シ決シテ会社持品ト為スヲ許サス、依託
品ノ残額引受ニ在テモ亦同シ
但特ニ社長ニ經同シ許可ヲ得タル場合ハ此限ニ

非ス

出所)「三井事業史 資料篇三」、「諸規則」(三井文庫所蔵史料 物産56),「重役会議案」(三井文庫所蔵史料 物産115),「三井物産合名会社契約及諸規則」(三井文庫所蔵史料 物産57-1),「三井物産合名会社職務章程 付營業細則」(三井文庫所蔵史料 物産57-6)。

見込商売についての覚書(録本)

(第八条) 「三井物産会社商取扱手続概略」で三井物産が當るべき商売のあり方を規定している。最後のは三井物産の商業取扱の方針を概説したものであり、業務を規制する規則ではないが、いずれにせよ三者と共に通する特徴は、委託商売を専務とし、見込商売を禁じておることである。その後、一八八七年一月には「組合約定」が廃止され、「三井物産会社定款」が制定される。この定款では、「組合約定」第八条の「然レ氏」以下に相当する部分が削除されているのである。

見込商売を一定の限度内で制度的に保障しようと活動することは清戦争以前の一八九一年(明治二十四)頃から始まる。三井物産会社副社長木村正幹は「三井物産会社改革将来必要之廉書」において、将来的のような見込商売を採用することが取引拡大上必要であると提言している。

同社(三井物産会社――引用者)ハ委託商賣專業ニテ其委託販売商品ヲ過半売却シ、僅少ノ殘品ニ對シ時価リ以仕切皆済ラ請求スルハ從來問屋商業上ノ習慣ニテ不得止モノトシ、是ヲ謝絶スルヲ得ス……引受タル品ハ可成丈速カニ売却スヘシ
同社ハ旧来ノ花主ハ勿論、如何ナリ花主タリ氏限月ノ売買ハ一切引受サルモノトス、乍去先ニ現采ラ送り付置タル分ヲ其都合ニ依リ掛米トシテ売付ケラ依頼セラル、時ハ、問屋業務ノ区域内ニ付此限ニ非ス
又、外國若タハ我國居留ノ外商ヨリ我商品ノ注文ヲ受ル時、我國內ニ於て買入得ヘキ価ヲ以テ予算立注文主エ完給足ラ為シ、然ル後内地ニ於て此約定ヲ終了ス、カル場合ニ於テハ一時ノ危険ヲ冒ス無キヲ保チ難シト雖モ可成丈注文加エ危険ヲ避テ此業ニ当ルヘシ同社ハ自ラ損益ヲ担テ所謂見込商業ラ営ム有ヘカラスト雖モ、平素花主ノ誠心ヲ得ルト注文ヲ保ス為ニハ季節々初出ノ物品ヲ其家ノ送荷等ヲ勧誘スルモアルヘシ

木村の提言が「花主ノ委託ニ係ル内外諸品売買取扱ヲ専務トシ、可成丈一己損益ヲ負担スルカ如キ見込売買ハ為サ、ルモノトス」という前提の下でなされているとはいえ、委託販売引受商品の残品仕切買取（買越行為）、荷主による現米送置分についての定期取引への関与、輸出向日本產品の売越行為、見本品の買越行為が商売拡張のために今後採用すべき方策として説かれているのである。これらの方策のうち、翌一八九二年五月に制定される「三井物産会社営業規則」（以下、「営業規則」と略記）には米の定期取引への関与だけが規定された（第十一條）。また、木村の提言にはないが、この規則には「特別注文」品の売約定をする際にあらかじめ先物を買約定しておくこと（買越行為）が規定されている。この「営業規則」は三井物産会社（一八九三年七月営業開始）に引継がれた。その後、翌九三年一〇月「取引所法」が施行され、大阪に棉花・綿糸を扱う取引所が設置されたことなどにともない、九四年一月には第十一條に「肥料ノ取扱ハ米ニ準ス」、「棉花ハ確実ナル需要者顧客ヨリノ定期買付注文ヲ引受ルモ差支ナシ⁽²⁾」という規定が、三月には「綿糸ハ確実ナル顧客ノ注文ニ由リテハ定期買賣ヲ為スモ妨ケナシ⁽³⁾」という規定が追加された。米、肥料、棉花、綿糸の定期取引に、限定つきではあれ三井物産が関与しうることが規定されたのである。なお、「三井物産会社営業規則」は統轄機関（三井家仮評議会）の審議をへずに制定されたようであるが、第十一條の追加条項からは統轄機関（三井家同族会）の議決をへている。

「三井物産会社営業規則」は日清戦争開始後の一八九四年一二月に廃止され、同族会の認可をへて新たに翌年一月から「三井物産会社職務章程」（以下、「職務章程」と略記）が施行される。先の「営業規則」と比較すると、(1)定期取引の品目が限定されなくなうこと、(2)「営業規則」の第十七条にもられていた、先物の買約定を規定した条項が削除されていること、(3)商品取引の際に売と買の量が僅少差で出合わない場合、一時的に買越し直ちに売却する行為をあらたに規定したこと（第十七条）が異なる。全体としてみれば、これらの変更はおこないうる商売の領域を見込商売の

見込商売についての覚書（鈴木）

方向にいま一步進めるものと認識されていた⁽⁴⁾。ただし、先物買約定に限れば後退している。削除の理由は判然としないが、あえて推測すれば、予期したほど売約定が成立しない場合には、先物買約定の相当な量が期限到来によって現物買越の状態となる可能性があるので、これを危惧したものかと思われる。

このように、日清戦争開始を契機とした戦時御用商売をはじめとする諸取引の拡大を計るために、「職務章程」はおこないうる見込商売の枠を一定程度広げる形で施行された。しかし、各支店・出張所などの実際の業務はこの枠をも超えて遂行されていく。翌九五年一月、三井物産本店は社長名で次の達を発し、不当な買越行為の厳禁・買越状態の即时解消、すなわち「職務章程」の遵守を命じた⁽⁵⁾。

達第参考号

当会社営業ノ主眼ハ内外物産ノ依託賣買ニ在ル「ハ金社契約第弐条ニ明言シアリ、決シテ思惑賣買ヲ許サ、ルハ諸子ノ了知服膺スル處ナリ、然ルモ商ハ活物ナリ、規律一篇文字ノ上ニ拘束シ得ヘキニアラサルヲ以テ新職務章程ニ於テハ其第十弐条及第十七条ニ於テ商ノ活動ヲ妨ケサル迄ニ之レカ操縦ヲ寛ニセリ、自今職務章程ニ準拠シ之ヲ励行セハ又差支ナシト雖比本店ノ見ル所ニテハ從来ノ成行大ニ當会社ノ主眼ニ反スル実ナキヲ得ス、現ニ各店ニ在テ社持品ノ多キ是レ其例証トシテ見ルヘキナリ、抑々社持品トハ元來依託貨物ヲ売却シ去リタル一分ノ残額又ハ不得止社持トセシ商品ニ外ナラス、凡は等ノ物品ニシテ當会社ニ引受タル以上ハ職務章程第十七条ノ如ク直チニ売却シ去リ之レカ決算ヲ為スヘキハ言ヲ俟タサル義ナルニ、其ノ之レヲ為サス反テ公然社持品ト称シ本店ノ特許ヲモ受ケヌ持堪ユルハ其实直持ノ姿ニシテ之ヲ極言スレハ思惑持ト云フヘクシテ當会営業ノ主眼ニ反スルモノト云ハサル可カラス、故ニ右等ノ弊ハ自今断然相改メ堅ク職務章程ニ準拠シ将来ノ営業方針相定メ候様致ス可ク、残品ニシテ一時ニ売却シ能ハサルモノ又ハ一時ニ売却シテハ損害ノ多キモノハ特ニ本店ヘ理由ヲ具シテ經同スヘシ
此段嚴達候也

明治二十八年一月十二日　社長　三井元之助

さらに二月二日、達第四号⁽⁶⁾を発して現時点での「社持品」を報告させ、各売越買越業務の適否を本店が判断した。そ

のうち「職務章程」の範囲を超えるものについては同族会に送付し、その審議をへて各店に指令した。このような一連の措置は日清戦争終結（三月）による御用商完の縮小とあいまって、功を奏し、一八九五年上半期決算日までには売越状態をほぼ解消させることとなる。⁽⁷⁾また同時に、「職務章程」の範囲をこえる売越買越業務の認可ルートを、各店一本店一同族会の間に形成することにもなったのである。

一八九八年（明治三一）六月一日、「職務章程」が改正され、旧「職務章程」の売越買越業務に関する条項は、あらたに制定された「営業細則」に移動する。この「営業細則」は、第八条但書で各店一本店の認可ルートを明文化・追認している。その後、「営業細則」では売越買越業務に関する変更はない。

では、三井物産合名会社と統轄機関との売越買越に関する権限関係はどうか。⁽⁸⁾

一八九五年～九六年八月までの期間は、三井家同族会に最終的な決裁権限があり、三井物産本店どまりで決裁できる売越買越認可範囲は見本品・試売品・補助材料にすぎない。もちろん売越買越の禁止は本店の裁量で各店に命じることができる。ただし、一八九六年二月一〇日、同族会の議決によって、一季節限りの商品の買越許可権限が三井物産本店理事会へ譲渡され⁽⁹⁾、これ以後、実際には売越・買越ともすべての案件が三井物産本店どまりで決裁されている。この状態が約半年続くものの、同年九月一日三井商店理事会発足とともに、先に譲渡されていた権限の多くはこれに吸収され、三井物産本店どまりで決裁し各店に指令できるものは、見本品・試売品・補助材料の売越買越の他に、重要商品以外の商品で一季節限りの売越買越に限定された。なお、本店が各店に対して売越買越許可の取消を命じた商品については、かつて統轄機関の許可を得た範囲内であれば、再び各店に売越買越を許可することができた。とはいっても、以上列挙した範囲内であっても、特に危険の度合が大きいものは統轄機関の決裁をへている。三井物産本店と統轄機関との売越買越に関する権限関係は、統轄機関が三井営業店重役会（一九〇〇年七月～一九〇一年三月）、三井家同族会管理部会・三井営業店重役会（一九〇一年四月～一九〇

見込商売についての覚書（鈴木）

四年二月）、三井家同族会（一九〇五年一月～一九〇九年一〇月）へと編成替されても根本的な変化はない。

一九〇九年（明治四二）一〇月一日、三井物産株式会社が設立された。このとき制定された「三井物産株式会社定款⁽¹⁰⁾」は「当会社ノ目的ハ物品販賣業、問屋業、運送業、代理業、製材業ニ從事スルニ在リ」（第二条）と営業目的を規定し、物品販賣業（見込商売）に従事することが、会社の最高規約においてはじめて謳われたのである。では、三井物産本店と統轄機関との売越買越業務に関する権限関係はどうか。一九一三年九月一二日、三井物産取締役会において「重要商品以外ノ雜品売越買越ニ關スル件」（議案第八三四号）が仮決議され、これは三井合名会社の議決をへて本決議となつた。議案の内容は不明であるが、その後の議決のされ方（三井合名で決裁されたか否か）をもうと、「重要商品以外ノ雜品」はある一定の金額以内ならば三井物産取締役会どまりで決裁できるというのが主旨であったと推測される。さらに第一次大戦期の取扱高が急増する時期になると、すべての商品について三井合名の認可を必要としなくなる（一九一八年三月二九日第七〇四回取締役会以降）。これをふまえ、三井物産取締役会は一九二〇年七月一六日、「各店改正売買越限度許可之件」（議案第一九八三号）を議決し、各店（各商品）の向う一年間の売越買越限度を設定するのである⁽¹¹⁾。以後、毎年向う一年間の限度を設定し、適宜新限度の設定あるいは限度の増額などをしつつ、この限度を基準として売越買越業務をおこなっていく。

このような三井合名から三井物産本店への権限移譲過程とならん、三井物産内部においても下級への権限移譲がおこなわれる。一九一四年七月二一日制定の「三井物産株式会社取締役会規程」⁽¹⁴⁾では、五万円未満の商品の売越買越限度設定を取締役会の議決をへずに常務取締役が専行する権限が明文化され、以後二十五万円（一九二三、二四年頃に改定）、一〇〇万円（一九三三年）、三〇〇万円（一九四一年）と金額が増加する⁽¹⁵⁾。これに対して、一九一〇～一九三〇年代を通して、支店長・部長などが独自に売越買越限度を設定することは原則として許されていない。見本品・試売品として若干の買

持ができるだけである。

以上、三井物産会社から三井物産株式会社にいたる、売越買越業務の制度的変遷を検討してきた。これを要約すれば、一八九〇年代前半からはじまる売越買越業務の制度化は、統轄機関による大幅な規制をうけていたとはいえ日清戦後の一八九〇年代後半に本格化し、一九〇〇年代のいくつかの改定の後、一九一〇年代に三井物産が統轄機関の規制をうけず独自に取締役会と常務取締役によつて売越買越業務を遂行しうるに至つたことを画期として完了したといえる。

- (1) 『三井事業史 資料篇三』(三井文庫、一九七四年) 資料38。
- (2) 「営業規則第十一条更正ノ件」一八九四年一月一日会議 (三井物産合名会社「重役会議案」三井文庫所蔵史料 物産一一五)。
- (3) 「営業規則第十二条追加ノ件」一八九四年三月八日会議 (前掲「重役会議案」三井文庫所蔵史料 物産一二五)。
- (4)(5) 達第三号一八九五年一月二二日 (三井物産合名会社「諸達」三井文庫所蔵史料 物産六一)。
- (6) 達第四号一八九五年二月二日 (前掲「諸達」三井文庫所蔵史料 物産六一)。
- (7) 「社持品説明書」一八九五年上半期 (三井文庫所蔵史料 物産五五五一三)。
- (8) 煩瑣となるので、この権限関係の挙証は省き、結論だけを述べる。
- (9) 「商品一季節限り買入特許理事会ノ決議ヲ以テ施行ノ事、同族会ヘ認可願ノ件」一八九六年二月六日廻議 (三井物産合名会社「理事会議按」三井文庫所蔵史料 物産一一七)、秘書掛「同族会議案摘要」一八九三年～一九〇〇年 (三井文庫所蔵史料 追一〇〇四)。
- (10) 三井物産株式会社「現行達令類集」一九一二年 (三井文庫所蔵史料 物産九〇一四) 所収。傍点は引用者、以下断りのない限り同じ。
- (11) 三井物産株式会社「取締役会議録」第九号、一九一三年 (三井文庫所蔵史料 物産一八三)。
- (12) 三井物産株式会社「取締役会議録」第二〇〇号、一九二〇年～一九二一年 (三井文庫所蔵史料 物産一九四)。
- (13) 「売買越新限度ニ就テ〔支店長会議報告材料〕」一九二一年 (三井文庫所蔵史料 物産三四九一)。なお、議案第二九八三号には、ほとんどの穀肥部商品の売越買越限度、木材仕入計画は含まれていない。これらの商品が含まれていないのは、商品

の季節性が他の商品と異なるためである。

すでに一九〇〇年代後半から、木材仕入計画は向う一年間有効限度が設定され、年々更新する方法がとられている。また、ほとんどの穀肥料商品は、おそらく一九一九年時点までは、向う一年間有効限度が設定され、年々更新される。この穀肥料商品の一九一九年の限度は、五月一日更新、翌二〇年四月三〇日まで有効である。

- (14) 達第四一号一九一四年七月二一日（三井物産株式会社「達」三井文庫所蔵史料 物産七七）
(15) 達第五二号一九三三年一月一五日、達第二八号一九四一年四月一九日（三井文庫所蔵未整理史料）。

3 売買越業務の成立と定着

(1) 売買越業務の成立

売買越業務の機能を論じる前に、本格的売買越業務展開の起点ともいいうべき一八九四・九五年の買越の実態と売買越業務の公認を解説する。

先にふれたように、「職務章程」の範囲をこえて各店が公然と買越する事態が日清戦争期に現出した。この事態に警告を発し、買越行為の厳禁、買越状態の解消を命じた前掲「達第参考号」（一八九五年一月一二日）では違反買越の証拠として各店「社持品」の増加をあげている。この増加した「社持品」の数値が一八九四年（明治二十七）上半期決算を指すのか、あるいは下半期決算なのか判然としないが、ここでは一八九四年下半期決算（一二月三一日決算。ただし上海・小樽などの各店は一月三〇日、香港・ポンペイ・ロンドンなどの各店は一〇月三一日）を例にとり、前年下半期決算との比較によって買越状態の特徴を述べる。

「社持品」の数値は、各店から提出される「総勘定書」（「貸借総勘定書」）に記載されている。その「売買品之部」（「社持商品之部」）にある「売買勘定 貸」が「社持品」である。この数値は、売買の決済がおこなわれていない売約定済現物商品を含み、しかも前渡金のある買約定分以外は先物買約定分の商品を含んでいないので、買越状態そのものを示す

第2表 各店「総勘定書」にみる「社持品」増加状況

(単位:円)

商 品 名		1893年下半期	1894年下半期	店 名									
農 産	米	2,380	4,909	深	川	出	張	所	店	店	店	店	店
	米	—	19,745	兵	庫	支	支	支	店	店	店	店	店
	米	2,002	10,491	函	館	支	支	支	店	店	店	店	店
	米	—	3,252	馬	関	支	支	支	店	店	店	店	店
	米	8,948	51,460	小	樽	支	支	支	店	店	店	店	店
	その他農産物	4,439	20,448	大	樽	支	支	支	所	店	店	店	店
	大麦	—	11,665	馬	川	深	張	所	店	店	店	店	店
	大麦	—	5,063	函	阪	大	支	支	店	店	店	店	店
	小麦	—	1,534	館	関	馬	支	支	店	店	店	店	店
	豆	—	1,001	前	堀	函	支	支	店	店	店	店	店
	穀	—	1,758	越	出	大	張	所	店	店	店	店	店
海 産	鰯	柏	2,106	小	樽	支	支	支	店	店	店	店	店
	鰯	柏	1,749	函	館	支	支	支	所	店	店	店	店
	鰯	柏	—	越	前	出	支	支	店	店	店	店	店
	鰯	柏	17,721	大	阪	支	支	支	店	店	店	店	店
	鰯	柏	3,875	兵	庫	支	支	支	店	店	店	店	店
	胴	鰯	—	函	館	支	支	支	店	店	店	店	店
	胴	鰯	8,751	大	阪	支	支	支	店	店	店	店	店
	身	欠	9	兵	樽	支	支	支	店	店	店	店	店
	身	欠	—	函	阪	支	支	支	店	店	店	店	店
	棒	鰯	—	大	樽	支	支	支	店	店	店	店	店
	棒	鰯	—	馬	阪	支	支	支	店	店	店	店	店
	白	鰯	—	函	樽	支	支	支	店	店	店	店	店
	白	鰯	—	越	阪	支	支	支	店	店	店	店	店
	鰯	鰯	—	前	樽	支	支	支	店	店	店	店	店
	鰯	鰯	1,637	馬	出	支	支	支	店	店	店	店	店
	塩	鮭	—	越	馬	支	支	支	店	店	店	店	店
	昆	鮭	—	前	馬	支	支	支	店	店	店	店	店
	五	鮭	—	馬	馬	支	支	支	店	店	店	店	店
	食	鮭	—	越	馬	支	支	支	店	店	店	店	店
そ の 他	麻	袋	736	2,528	崎	出	張	店	店	店	店	店	店
	麻	袋	—	2,808	兵	支	支	支	店	店	店	店	店
	硫	黃	—	1,496	函	支	支	支	店	店	店	店	店
	石油・空	罐	514	1,908	兵	支	支	支	店	店	店	店	店
	朝鮮送	雜品	—	1,753	長	出	張	店	店	店	店	店	店
	紙	その他の 船用 品	6,837両 833ドル	22,788両 3,046ドル	兵	支	支	支	店	店	店	店	店
					長	上	支	支	店	店	店	店	店

出所)「総勘定書」(三井文庫所蔵史料 物産549—2~21, 物産553—6~28)。

注) 1. 輸出米、魚油および単に雑品と記されているものを除く。

2. 1894年下半期金額が1,000円以上で、1893年下半期の2倍以上のものを掲出。

見込商売についての覚書（鈴木）

数値とはいえない。しかし、前年同期と比較して、この数値が異常に肥大している商品は、買越行為がおこなわれて買越状態に陥っている可能性が強い。第2表は、各店における輸出米・魚油を除く「社持品」の状況をみたものである。掲出品目は、一八九四年下期の金額が一〇〇〇円以上で、かつ九三年下期数値の二倍以上のものに限定した。商品別にみると、米・大麦などの農産物、鰯・粕などの肥料から鱈（カズノコ）などの食品にわたる海産物がめだって増加し、その他の品目では「石油・空罐」、米穀用と思われる麻袋・硫黄などがある。また、各店別にみると、小樽・函館・深川・越前堺・大阪・兵庫・馬関・長崎の国内各店でのものが多い。なお上海支店の「社持品」（紙類など）の増加は、日清戦争で支店閉鎖状態に陥ったためである。これら「社持品」のうち軍用品を多く含むと推定されるものは、米、軍馬用に供される大麦である。個々の数値が大きくなないので表出はしていないが、飯盒・毛布・脚絆など軍用諸雑貨品が一八九四年下半期「社持品」中に含まれており、合計すれば相当な額に達すると思われる。

三井物産本店は、各支配人（支店長）を召集し二月五日から九日まで支配人会議を開くとともに⁽²⁾、このような「社持品」の実態を把握するため、達第三号につづいて達第四号（二月二日）を発した。この達では「本店各課及各店共会社持品有之候へハ其会社持品トナリタル理由及其員数価格等詳細取調經同ノ上許可ヲ受ク可キ事」を命じ、その際「但シ、荷主、ノ名前ヲ濫用シ、会社持タルノ実ヲ陰蔽スル如キ心得違ハ万々無キ筈ナルモ、万一右様ノ挙ニ出テ監査方ノ摘発ニ罹ラサル様為念注意ス」と社持品の紛失行為を禁じた。

これら達に対し、一八九五年上半期決算日までに、買越状態の現状追認と売越買越業務許可を求めた願書が第3表である。達第三号を発する以前にすでに本店が許可を与えていた品目は輸出米（一八九二年九月許可）、魚油（三井物産理事会の正式な議決はへていない）にすぎず⁽⁴⁾、海産物・石油・錫・中国棉花（日清戦争期取扱中断）・紡績機械付属品⁽⁵⁾の売越買越業務が本店の許可なくおこなわれていたことが判明する。さらに、第4表は同年下半期になつて願書が出された分であ

第3表 1895年(明治28)達第3号・第4号にかかる許可願

商品名	開始年月	売越買越せざるをえない理由	許可願高	願提出者・年月日	本店による許可年月日	許可先	売越買越許可高
海産物 不詳		「荷主売却ヲ欲スルモ需用者之ヲ好マス、需用者買ハントシテ荷主之ニ貪り候事ハ、不得止ノ事トシ其體ニ経過致候時ハ、……營業ノ衰弱期シテ待ツ」	「現在荷物物以テ充分ノ高ヲ萬集シ得ルモノナレハ、然タル依託賣買ト為シ難キ実テル」	高十分之七以 内買持或ハ先 張所、月不詳	大阪支店、函館、 馬鹿、兵庫、越前、福 小樽、各支店、月不詳	1895年2月14 日 不許可	
魚油 不詳		「該品ハ雖乎タル荷主無之、遠ク北海道ニ在リ多數ノ小屋出者ヨリ買集メ始メテ充分ノ高ヲ萬集シ得ルモノナレハ、然タル依託賣買ト為シ難キ実テル」	限度せず 買越	(願なし)	1895年2月7 日 許可	小樽支店、 越前福岡張所	特定せず 買越
石油 1894年		「外商ヨリ購入候ハ一口五千函以下ハ彼レニ於テ零売不致、去リ逆当会社荷主ノ注文ハ一口武百乃至三百函ニ有之」	5,000函買越	兵庫支店 1895年2月 14日	1895年3月14 日 許可	兵庫支店	5,000函買越 限度 (約9,500円)
錫 1894年7月		「此錫ハ印度商ト支那商トモ孰レモ見 込ラリテ輸入シ戒行ヲ以テ賣却致來候 為メニ、期日長キ終定ハ決シテ出来不申且 ツニ、三千斤宛ノ小口商完ニ止り…」	5,000斤買越 限度 (約2,000円)	大阪支店 1895年3月 14日	1895年4月18 日 許可	大阪支店	5,000斤買越 限度 (約2,000円)
中国棉花 不詳		「日々市価ノ報告ヲ為スニ方リ予メ注 文進附トシテ隔日又ハ仲買ニ對シ棉花ノ 買付約定ヲ為スノ順序ナルモノ、上海 如キハ鴻賛ノ棉商猶智ノ仲買ノミニ テ何分予約三處スルモノ無之」	1,000俵買越 限度 (毎年9月~翌3月)	棉花本部 1895年2月 14日 可	1895年6月27 日 同族会許	上海支店	1,000俵買越 限度 (毎年9月~翌3月)
新賣機械 付属品 不詳	不詳	不詳	不詳	大阪支店 1895年2月 14日 許可	大阪支店	3万円買越限度	

出所) 「諸例及指令綱」(三井文庫所蔵史料 物産83), 「理监事会議録」(三井文庫所蔵史料 物産116), 「理监事会議録」(三井文庫所蔵史料 物産120)。

1. 魚油の「売越買越せざるをえない理由」欄は、三井物産理事会提出議案の記述である。
2. 石油の「売越買越せざるをえない理由」欄は、兵庫支店からの「願書」に記載された理由を要約してある。
3. 錫・中国棉花の「売越買越せざるをえない理由」欄は、大阪支店からの「注文準備シテ上海支店ニ棉花買持特許願ノ件」の記述。

第4表 1895年売越買越許可願（第3表分を除く）

商 品 名	売越買越せざるをえない理由	許 可 願 高	願提出者・ 年月日	本店による許可 年月日	許 可 先	売越買越許可高
日本米 (非輸出向)	「到底本年ノ秋收ハ平年ニ及ハサルヘキヲ以テ当社ノ如ク單ニ委託苟ノミヲ待ツモニ在テハ充分荷物ノ集ルヘキ見込無乙」	2000~ 3000石 売越限度	深川出張所 1895年8月6日	1895年8月8日 不許可		
牛莊大豆類	「本品ハ他品ト異ナリ間屋ノ在リレカ取扱ヲ為スニアラス、テ内地ヨリ小船ヲ以テ遼河ヲ下り来ルモノリ於テ売買シリチニ解下ニ移シ本船ニ搬取り候モノ」	1艘分(約2万担) 貿易・補音 長崎・馬鹿へ1艘	上海支店	1895年8月8日 許可	上海支店	大豆・大豆粕 1万ピックル買 越限度
海外輸入米	「此營業ヲ一層拡張スル為メ從來ノ通商委託品取扱ノ外ニ尙當社ノ商標ヲ附シタル商品ヲ……臨時完備ノ為メ特品トシテ前記海外支店三開置」 「香港及西貢ハ積載船ノ都合ニテハ重貨等一段廉価ノ場合モ有之、往々買主注文書タル時ハ遂ニ約定成立申」	未定 香港50函 シソガボーラー ^{函買越限度}	參事服部 1895年8月22日	1895年8月23日 許可	ポンペイ出張 店香港支店 シンガポール	ポンペイは 「相當ノ持荷」 香港50函 シンガポール 100函買越
牛莊大豆類	「商売ノ区域甚狭ク、例セハ他ノ一方ニ於テ充分買主文ノ意アルモ他ノ一方ニ於テ意無キ時ハ、為メ二度艘ノ買主文ヲ為ス「不能等種々ノ不便アリ」」	満船(1万ピックル くらいい)の半 買 越限度	兵庫支店 1895年9月4日	1895年9月5日 許可	兵庫支店	満船の半買越
印度棉花	「今般自今ハ出張店ニ於テ直接買入及船積送リヲ為ス可ク」	1,000俵 指値 發電	兵庫支店 1895年9月5日	1895年9月5日 許可	兵庫支店 越前出張所	大豆・大豆粕 注文高の半買 越限度
出新)	「理事会議案」(三井文庫所蔵史料 物産116), 「会議案」(三井文庫所蔵史料 物産135)。					
注)	1. 日本米・牛莊大豆類(上海)の「売越買越せざるをえない理由」欄は、三井物産理事会議案の記述であるが、深川出張所・上海支店からの欄に記載された理由を要約してある。 2. 海外輸入米・牛莊大豆類(兵庫・越前場)・印度棉花の「売越買越せざるをえない理由」欄は、兵庫支店からの「輸入米取扱方ニ付御制」、兵庫支店・越前場出張所からの「御制」、ポンペイ出張店からの「御制」の記述。 3. 檻寸の「売越買越せざるをえない理由」欄は、本店參事部の上申の記述(「廻議用紙」)。					

るが、非輸出向日本米・海外輸入米については一八九四年下半期に賣越買越業務を各店が独断でおこなっていた可能性が強い。前掲第2表兵庫支店の米（一八九四年下半期）の数値には、サイゴン白米二三六二俵（一万二八五七斗）が含まれている。⁽³⁾

では、これらの各店からの願に対して本店はどのような決裁をおこなったのか。不許可とした商品は、魚油を除く海産物、非輸出向日本米で、ともに一八九四年下半期「社持品」残高が前年同期に比して異常に増加した日本産品である。許可商品は、「職務章程」第一七条の拡大解釈・適用が可能な海外輸入米・牛糞大豆⁽⁷⁾（大豆粕）の他に、石油・錫・中国棉花（以上、買越限度）、印度棉花（壳越限度）で、これらの商品はすべて日本への輸入品である。以上の許可のほか、輸入補助材料である紡績機械付属品（三万円買越限度、大阪支店）の買越限度が口頭で許可（一月）されている。また、見本品として燐寸の買越限度許可が下達された。

三井物産本店は、このように各商品毎に売越買越業務の適否を確定するとともに、監査方主任松本常磐を北海道各店に派遣して立入検査を実施するなどの措置を講じた。⁽⁸⁾さらに、一八九五年上半期決算では各店から「社持品説明書」を提出させている。この説明書のうち売約定先未定で実際に一〇〇〇円以上の買越状態となっている商品は、魚油・鰯粕・姉子豆⁽⁹⁾・小豆（越前堀出張所）、ヘンアンクロース・麻袋・電灯品（本店外國課）、小豆（兵庫支店）、麻袋（長崎出張店）、印度棉花（大阪棉花本部）、小豆・空罐（旧小樽支店）、燐寸（シンガポール支店）である。このうち前年下半期からの持越品と思われるものは、鰯粕・姉子豆・小豆・ヘンアンクロース・空罐であり、いずれも本店から買越状態の追認をえて、解消に努めているものである。一方、新規に買越状態となつた麻袋（外國課）・印度棉花・燐寸は、売約定が破棄されたために残高を計上している。したがって、一八九五年上半期に、本店の許可・追認なく見込みをもつて買越がなされたものは長崎出張店の麻袋（三三三六斗）にすぎない。

見込商売についての覚書（鈴木）

以上、一八九四・九五年の事態・推移をまとめるならば、日清戦争中に発生した各店・各商品の公然たる買越状態が、一八九五年本店による諸措置によって解消にむかうとともに、あらためて各商品の売越買越業務の適否が本店および統轄機関によって判断され、戦時中投機に走ったと推定される農産・海産物の多くについては不許可となり、わずかの日本産品と外国米・大豆・大豆粕・棉花・錫などの諸輸入品目に關して売越買越業務が公認されたのである。これを売越買越業務の成立とみる。本格的な見込商売の展開は、これらの事態を起点として開始されるのである。

(2) 売越買越限度の推移

一八九五年（明治二八）以降、売越買越限度の設定が次々とおこなわれていく。とはいゝ、許可限度額・許可商品が水膨れ的に増加したわけではない。本店は適宜「達」を発して個別商品の限度額の削減・取消を各店に命じて調整をはかるとともに、恐慌の発生に対応して、一九〇〇年八月一三日と一九〇八年七月八日に既許可商品全部の限度取消を通過した。一九〇〇年の「⁽¹⁾達」では「従来許可シアリタル各種商品買持ノ許可ハ此際一應取消」となっているが、その後の経緯をみると買越だけでなく売越も取消されたようである。一九〇八年の「⁽²⁾達」では「従来認許シタル商品ノ売越買越若クハ先約ニ係ル許可ハ全部之ヲ取消ス」と、売越買越の全面的取消が命じられている。この他、日露戦争勃発後まもない一九〇四年二月一〇日に、すくなくとも営業部（東京支店に相当）、大阪、神戸、三池、口ノ津の各店に対して、「先売先買全廢」方針が書状で伝えられ限度の整理・廢止がなされている。⁽³⁾このように、本店は各店に対して部分的あるいは全面的な売越買越許可額の削減・取消を命じ、商売上必要な場合には各店からあらためて理由を付して本店へ経伺させ、その適否を判断したのである。

このような調整をともないつつ、一八九五年以降一九一〇年代後半にかけて、許可限度額・許可品目が増加する。一八九九年までの新規許可品目を第5表でみると、多様な品目が含まれているとともに石炭・綿糸・綿布（一八九六年）、生

第5表 壳越買越新規許可商品

商 品	許 可 店
(1892年) 輸 出	米
(1895年) 魚 石	油 油
錫	小 兵
棉 輸	大 上 兵
入	兵 上 兵
(牛・大 莊 大 豆)	上 兵 兵
燐	寸
紡績機械付属品 (1896年)	磅
石 木 織	大
糸・綿 (1897年)	炭 炭 布
砂 羊	糖 毛
(客 工 力 生 枕)	三天 鉄
車 事 用 斯	兵 橫 小
貨 物 材 料	當 兵 上 上
車 軌 条	商 商 上 台 兵 兵 名 天
事 軌 ト ル	商 商 上 台 兵 兵 名 天
(1898年) 鉛 條	油 粕 粕
機 菜 棉	料 粉 類 ト 豆 粕 ン 骨
人 小 紙 セ 営 鯨	メ 口 ム ス リ
毛 牛 糸	ン 小 ム ス リ

出所) 本稿末付図参照。

- 注) 1. 各品目がいちはじめて許可されたかを見るため、初出分のみを掲げた。なお、許可店名は参考までに記載した。

2. 売越買越の追認、一時点限りの売越買越許可は除いた。

系・枕木（一八九七年）などの重要商品がすでに許可されていることがわかる。一九〇七～八年では（第6表）、壳越賣越限度設定商品は主要七品目（A₁）中の六品目、主要四八品目（A₁、A、B）中の二八品目に上っている。かつて許可されていった品目まで含めれば、許可品目は四八品目中の四〇品目近くになる。

つぎに許可限度額を第7表でみよう。一九〇〇年と一九二〇年の限度額を比較すると次のようないくつかの特徴を指摘できる。
第一に、売越買越限度総計の飛躍的増加である。売越限度は七倍、買越限度は一〇倍となつてゐる。ただし、一九〇〇年の数値は売越買越限度の過半を占める綿三品を含んでゐるので、これを除くと売越限度は一九倍（一〇四万円→二〇一〇〇万円）、買越限度は一九倍（一九四万円→五五五一万円）に達する。ちなみに一九二一年度取扱高（一九二〇年一月～二年一月）は一九〇〇年度取扱高（一九〇〇年一月～二月、綿三品を除く）の一五倍にとどまる。また、綿三品を除外して、取扱高（一九〇〇年と一九二二年）に対する比率をみても、売越は三・六%→六・八%、買越は二・〇%から二・五%へと

第6表 1907～1908年の売越買越限度設定商品（ゴチャック部分）

機械鐵道用品		棉花		米		木材枕木		生糸		織物		紡織品		付石炭	
阿片	縫用具	麻袋	植物性油黃	硫酸鉄	金屬類	雜物類	銅錫類	大豆類	大豆類	人造肥料セメント	肥料菜種類	官能性油	花菱紙	寸金砂	寸羽二重綿

出所)「支店長訪問會議事錄」(三井文庫所蔵史料 物産197-7) および本稿未付図。

注)1. ゴチャックが1907年あるいは1908年時点で売越または買越限度の設定されている商品。

これらは、次のように説明されている。なお、A1は7品目、Aは26品目、Cは28品目、Dは18品目、Eは19品目、合計113品目。

2. A1, A, Bは原資材の区分である。原資料ではC, D, Eまであるが省略する。

A1 当社取扱商品中ノ大宗ニシテ其取扱ニ益々其拡張希望ヲ期スヘキモノ

A 当社取扱商品中A1ニ次テ銑鐵其取扱ニ從事シ益々其拡張希望ヲ期スヘキモノ

B 当社取扱商品中A1及Aニ若カナルモ将来注意ヲ加へ危險ナキ程度ニ於テ其取扱ニ從事スヘキモノ

C 特別ノ事情又ハ關係ニ由リ其取扱ヲ懇請スヘキモノ

D 精細ナル調査研究ヲ重視子タル上存続ヲ決スヘキモノ

E 断然取扱フ禁止スヘキモノ

	商 名	1900年1月1日現在	商 品	1920年7月1日現在
買 賣 買	カストル油 (穀小 肥計)	{ 14 440 731.5	(穀肥部 シエラック 木材仕入計画)	{ 4,560 20,823
賣 買 賣 買 賣 買	棉 花 綿 糸 綿 布 (綿小 三 品計)	{ 840 1,500 900 1,800 126 { 1,740 3,426		
賣 買	總 計	2,780 5,370	總 計	20,198 55,511
賣 買	(除品 綿総 三計)	1,040 1,944		

出所) 1900年1月1日現在のものは、本文末付図の出所参照。

1920年7月1日現在のものは、「売買越新限度ニ就テ(支店長会議報告材料)」(三井文庫所蔵史料
物産349-2)。

1. 1900年1月1日現在のもので金額が原資料に記載されていないものは、推定した。
2. 1900年1月1日現在の石油は、機械油を含んだ数値。また、砂糖は1900年3月31日の数値。
3. 「売」は売越限度、「買」は買越限度。

○万円以上の限度である。
以上から、一九〇〇～一九一〇年代の取扱高急増とともに
ない、売買越限度額・限度設定商品数も増加し、一九二
〇年には、機械部を除く砂糖部以下の各部商品とゴム、麻

上昇している。第二は、売買越限度、とりわけ巨額な限
度設定商品数の増加である。まず売越限度でみると、一九
〇〇年末設定・一九二〇年設定商品は、砂糖部商品、石炭
部商品、金物部商品、硫安、硝石、ゴム、麻布袋である。
しかも、砂糖部商品、石炭部商品、ゴム、麻布袋の限度は
一〇〇万円以上である。一九〇〇年にはすでに限度が設定
されていた生糸、穀肥部商品も一〇〇万円以上である。つ
ぎに買越限度でみると、一九二〇年で一〇〇万円以上の巨
額な限度設定商品は先の一〇〇万円以上売越限度設定商品
と重なるが、その他に金物部商品、羽二重、木材部商品中
の木材仕入計画⁽¹⁵⁾があげられる。なお、穀肥部商品の買越限
度総計・内訳は不明であるので前年度数値で補うと(第8
表)、総計一四八一万円でおそらく各部商品総計中最大で
あり、単品でもみても米、満州大豆、大豆油、大豆粕は一〇

見込商売についての覚書（鈴木）

第7表 壳越買越許可限度額

(単位：1,000円)

第8表 穀肥部商品買越限度（1919年8月15日現在）（金額単位：1,000円）

品種	単位	許可限度		限度使用額	
		数量	金額	数量	金額
米	トン	15,000	3,000	8,590	3,099
台	米	ピクル	10,000	300	40
小	麦	トン	3,000	400	300
小	麦	袋	200,000	750	378
澱	粉	トン	1,000	150	176
朝	鮮	大豆	石	10,000	170
滿	州	大豆	トン	30,000	3,000
豆	豆	類	トン	1,000	150
種	子	類	トン	8,000	1,690
大	豆	油	函	180,000	2,000
雜	豆	油	トン	3,000	1,200
大	豆	粕	ピクル	300,000	1,500
雜	粕			500	
計				14,810	22,757

出所) 三井物産株式会社穀肥部長「支店長会議穀肥部報告」1919年(三井文庫所蔵史料 物産347)。

注) 1. 穀肥部商品中の硝石・硫安を除く。

2. 1919年8月15日現在の限度使用額は許可限度を大幅に超過している。

布袋に巨額な売越買越限度が設定されていたと要約できる。なお、一九〇〇～一九二〇年の間で売越買越限度総額のピークがいつなのかは確定できないが、取扱高がピークを記録する一九一九年(一九一九年度取扱高二億三〇二七万円)か、その前年頃と思われ、綿三品の消滅を考慮しても表出の一九二〇年七月には限度総額は減少したと考えられる。ちなみに、硝石・硫安を除く穀肥部商品買越限度額は二〇二九万円(一八八年八月現在)から一四八一万円(一九年八月現在)へと大幅に減少している。⁽¹⁶⁾

総じて、一九一八年三月以来売越買越限度設定案件について三井合名会社の認可がまったく不要となつたこと、および一九二〇年七月には向う一年間の売越買越限度を設定する方法が初めて取締役会において採択されたことをも勘案すれば、ほぼ一九一〇年代後半に、売越買越業務は三井物産において完全に定着したといえよう。

見込商売についての覚書（鈴木）

- (1) 三井文庫所蔵史料 物産五四九一～二二（一八九三年下半期分）、三井文庫所蔵史料 物産五五三一六～一八（一八九四年下半期分）。「総勘定書」では商品取引が「依頼品之部」と「売賣品之部」に別けて記載されている。「依頼品之部」は原理的な意味での委託、売買、つまりコミッショングベースでの商品取引、一方、「売賣品之部」は原理的な意味での見込、売買に関するものである。
- (2)(9) 三井物産合名会社「日記」第二二号、一八九五年（三井文庫所蔵史料 物産二一）。
- (3) 前掲、達第四号一八九五年二月二日。
- (4) 三井物産合名会社本店監査方松本常磐「同」（一八九五年一月一六日）に対する社長三井元之助からの回答（同年二月一日）、三井物産合名会社「諸伺及指令綴」一八九四年～一八九五年（三井文庫所蔵史料 物産八三）所収。
- (5)(8) 大阪支店支配人飯田義一「同書」一八九八年三月一六日（三井物産合名会社「理事会議案」三井文庫所蔵史料 物産一〇〇）。
- (6) 兵庫支店「総勘定書」一八九四年下半期（三井文庫所蔵史料 物産五五三一五）。
- (7) 「兵庫支店ヨリ同出候趣ハ、営業規則第十七条ニ、幾分カ買入高ヲ増ス「アルハ差支ナシト雖モ、此増数ハ縦シ多少ノ損失ヲ見ルモ直ニ売却シ本額買入注文ノ手数料ヲ以テ決算ヲ為シ、決シテ会社持品ト為スヲ許サズト、アル明文ニ対シ、格別ノ差異モ無之」（本店參事「兵庫支店同輸入米取扱方ニ付答申」一八九五年九月五日、前掲「理事會議按」三井文庫所蔵史料 物産一六所收）、「牛莊大豆ノ件ニ付兵庫支店・越前堀出張所ヨリ同出ノ儀ハ、外國米輸入ニ付同出ト殆ド同様ノ性質ト存候間御許可相成差支無之ト存候」（本店參事「兵庫支店・越前堀出張所同大豆取扱方ニ付答申」一八九五年九月五日、前掲「理事會議按」三井文庫所蔵史料 物産一六所收）。
- (10) 前掲、三井文庫所蔵史料 物産五五五一三。
- (11) 達第一四号一九〇〇年八月一三日（三井物産合名会社「達」三井文庫所蔵史料 物産八七）。
- (12) 達号外一九〇八年七月八日（三井物産合名会社「達」三井文庫所蔵史料 物産七四）。
- (13) 「口ノ津支店へ達案」付属資料、「本店営業部へ達案」付属資料、「三池出張所先買取消ノ件」付属資料、「神戸支店先買許可廢止達案」付属資料、「商品先買ニ付大阪支店へ達案」付属資料（三井物産合名会社「會議案」一九〇四年、三井文庫所蔵史料 物産一五三）。
- (14) 一九二〇年の穀肥部商品（硝石・硫安を除く）・シェラック・木材仕入計画の売越限度合計は四五六万円であるが、このう

ち木材仕入計画の売越限度はゼロであると考えられ、またシェラックの売越限度もさほど大きいとは思えないので、穀肥部商品（硝石・硫安を除く）の売越限度が一〇〇万円を大幅に上まわっていることは間違いない。

(15) 穀肥部商品（硝石・硫安を除く）・シェラック・木材仕入計画の買越限度合計は二〇八二万三〇〇〇円である。前年（一九一九年）七月の穀肥部商品買越限度（硝石・硫安を除く）は一四八一万円で、しかも一九一九年にくらべ売越限度総額は「昨年（一九二〇年—引用者）七月著シク縮少」（前掲、「売買越新限度ニ就テ（支店長会議報告材料）」）しているので、かりに一九一九年の穀肥部商品買越限度（硝石・硫安を除く）一四八一万円を先の合計から除くと、六〇一万三〇〇〇円の数値がえられる。シェラックの数値は五〇〇万円を超えるとはどうてい考えられないので、木材仕入計画が一〇〇万円を超えることは明らかである。

(16) 三井物産株式会社穀肥部長「支店長会議穀肥部報告」一九一九年（三井文庫所蔵史料 物産三四七）。

二 売越買越限度の機能

1 機能区分

前述のように推移する売越買越限度の増加、すなわち売越買越業務の拡大は、一八九〇年代後半～一九一〇年代の三井物産による市場開拓・市場制覇の過程でいかなる意味をもつたのであらうか。この点を解明するため、売越買越限度のもつ機能を検討しよう。

一般的にいえば、売越買越限度のもつ機能は、売と買の数量あるいは価格がただちには出合わない場合に、意図的にそのぞれを売越買越限度によって埋め、その間の危険を負担することによって商品取引を完結することである。しかし、ここで問題とすべきはこのような一般的な機能ではなく、各売越買越限度が担った特殊な機能である。この特徴な機能を明らかにするには、第一に買越限度に着目して、それが主に現物の限度として充用されるのかどうか、第二に買越限

見込商売についての覚書（鈴木）

度は商品の販売過程、購入過程のどちらに規制されて設定されていたのかに留意する必要がある。これらの点に留意して、各売買越限度を区分すれば、機能I（現物売）、機能II（注文準備・商品集荷）、機能III（大規模な数量・価格操作）という三つの特殊な機能を剔出できる。以下では、各店から本店に宛てた売買越願（同）書の記述、および議案の記述に即してこれらの機能を分析するが、資料的制約のため、一九〇〇年代までの売買越限度に対象を限定せざるをえない。なお、各商品の限度額については、本稿末付図を参照されたい。

機能I（現物売）

第9表は、販売店が商品を現物で常備し、これを販売したいと各店が願い出て設定された買越限度を掲出したものである。日本各店での限度設定商品の特徴は、日本石炭・越後油・鯉鮒粕・人造肥料および一部の毛糸・モスリンの日本産品を除けば、外国産品が中心となっていることである。外国産品では、中国から輸入された大豆・大豆粕・雜粕、濠州などからの錫・鉛、欧米からの紡績機械付属品・金属製品、中国・印度・米国からの棉花が主なものである。これに対して、東アジア各店では、綿糸・綿布・燐寸などの日本産工業製品を中心とし、いくつかの外國産品にも限度設定がなされている。また、欧米各店でも、植民地台灣産品の烏龍茶を除けば、日本産品である。そこで、これらの現物売用買越限度がいかなる狙いをもって設定されていたのかを分析しよう。

〔資料1〕羽二重 一九〇二年七月指令、ロンドン支店

從來ノ経験上今日ノ制限ニテハ、例へハ如何ニ此處売リ時ト思ヒ又一方ニハ如何ニ割善キ買入アリトスルモ思フ儘ニ持荷ヲ売却スル「能ハズ、此レ後苟⁽¹⁾ヲ得ル迄ニハ電信注文ニシテモ其品物ノ入着スル迄ニハ少クモ四、五ヶ月ノ時日ヲ要スペキ

第9表 現物売用買越限度

販売地	目的	商品(許可店、許可年次)
日本	見本・試売	国内各店向米国小麦粉(本店商務課, 1899), 中国柞蚕糸(大阪, 1900)
	市場拡大	英炭(長崎, 1901), 日本石灰(横浜, 1904), 石油(馬鹿, 1899・1900), 越後油・カストル油(兵庫, 1900), 毛糸・モスリン(名古屋, 1899), 国内各店向米国小麦粉(營業部, 1900・1904), 米国小麦粉(兵庫, 1900), 大豆・大豆粕(兵庫, 1899), 葉種粕(長崎・馬鹿・越前・堺, 1899), 人造肥料(大豆粕・葉種粕・棉美田(三池, 1897・1900), ドイツ白砂糖(長崎・三池, 1898), 鐵(大阪, 1900), 鋼(大阪, 1904), 鈍鉄(三池, 1900), 錫(當業部, 1901・1904), 鉛(當業部, 1900), 鉛華板(大阪, 1902), 鋼鐵機械付屬品(大阪, 1901), 動動食(本店鐵道掛, 1897), 洋鐵器(大阪, 1901), 車輛材料品(兵庫, 1900), 印度棉花(大阪, 1899・1903・1904), 中國棉花・米國棉花(大阪, 1903), 紡績機械付屬品(大阪, 1900・1904・1906・1909), 英國綿布(香港, 1896), 天津上海向材木(營業部, 1903), 磬寸(香港, 1895)
中国・「満州」・ 台湾・朝鮮・ シンガポール・ ボンベイ	見本・試売	英炭(シンガポール, 1896), 日本石灰(シンガポール, 1903) 日本綿糸(上海, 1896・1897・1908), 印度綿糸(香港, 1908), 日本綿糸(天津, 1897・1901), 日本綿糸(當業部, 1900・1901), 日本綿糸(牛莊, 1905・1906), 各店向綿糸(大阪, 1900・1901) 綿布(香港, 1896), 英米綿布(上海, 1906), 日本綿布(牛莊, 1905・1906), 中国台灣向日本綿布(大阪, 1900), 各店向日本綿布(大阪, 1901), 日本綿布(當業部, 1899), 中国台灣朝鮮向日本綿布(台北, 1902・1903), 美國鈔金市(台北, 1899), 日本綿布(台北・當業部, 1905), 日本綿布(台北, 1902・1903), 小麦粉(牛莊, 1906), 小麥粉(台北・台南, 1909) 大豆粉(台南, 1909), 大豆(香港, 1907), 小麥粉(牛莊, 1907), 砂糖(天津, 1907・1909)精糖(台北, 1909) 燐寸(香港, 1896・1901・1903・1904・1907・1908), 燐寸(上海, 1901), 燐寸(天津, 1901・1909), 燐寸(台北, 1902), 燐寸(牛莊, 1906), 燐寸(台南, 1909), 各店向燐寸(大阪, 1899・1900), 日本產セメント(台北, 1899), 雜品(香港, 1896) 見本・試売
	市場拡大	ニューヨーク向烏龍茶(台北, 1909) 羽二重(ロンドン, 1901・1902), 絹織物(ロンドン, 1904), 欧洲向魚油・木蠟(神戸, 1906) 塞天(ハノーブルグ, 1906)

出所) 付図の出所を参照。

- 注) 1. 1895年～1909年までの限度を対象とした。買越通路など一時的なものを除いたので、付図よりも表記は詳しい。ただし、燐寸はすべて日本産品であるため、そのむねの記載を省略した。

見込商売についての覚書（鈴木）

このようにロンドン支店長渡辺専次郎は、臨時の需要に応えるため、現物常備の必要を説き、買越限度額五〇〇〇疋への拡大を訴えている。すでに、ロンドン支店羽二重取引は前年（一九〇一年）から開始され、開始まもない一九〇一年四月には売越買越限度二〇〇〇疋の許可をえていた。にもかかわらず、ロンドン支店羽二重取引額は、取引開始以来の約一年半で五八一三疋（うち先物売約定六〇〇疋）にとどまっていた。⁽²⁾つまり、商品の回転がきわめて遅く、半年で二〇〇〇疋にも達せず、しかも先物売約定は全取扱量の約一割という状況であった。このため、渡辺の願を受けた本店は、限度拡大の適否を横浜支店長北村七郎に下問した。これに対し、北村は現物常備品取扱方法を次のように具申している。⁽³⁾

- 一、手持品ハ新得意ヲ得ル為メノ廣告手段ナレバ、可成小利ヲ以テ、可成広ク賣放ツ」
- 一、一度壳込ミタル先キニハ引続キ賣込ミ手段ヲ講スル「
- 一、手持品ハ原価ニ制セラレス横浜ニテ新規買付得ラル、直段マテハ成行賣ヲ勵行スル「
- 一、手持品ハ安直見切ルニ於テハ何時ニテモ自由ニ壳抜ケル「出来ル品柄ヲ撰ム」
- 一、制限高一杯常ニ手許ニ持團フ「ハ慎ムヘキ」

つまり、北村は「手持品」を廣告手段と規定し、これを安値で多くの買手に売放つことによって販路を拡張し、先物約定締結のきつかけをつかむことが見本品・試売品たる現物常備品の機能であると主張する。そして「損トナルモノハ壳ラヌ」という商売では、「手持品」の回転が遅れ、経費が嵩むだけでなく、価格変動による危険を回避できないと危惧する。しかも、当時、日本からロンドンへの送荷には四、五ヶ月を要したため、とりわけ見本品・試売品としての現物常備を販路拡張→先物売約定締結→取引量拡大のために不可欠の武器であると位置づけたのである。

渡辺も現物販売によつて「販路ヲ拡張シ先注文ヲ得ルノ基礎ヲ造⁽⁴⁾」りたいと述べているが、北村の主張の特徴は先物

売約定拡大のための買越限度利用基準を明確に説明したところにある。結局、本店は渡辺の願通り増額を認可するが、その際北村の主張を容れ、「買越品ハ薄利ニテモ順次之ヲ売却シ品物ノ転換ヲ計ラシムヘキコト」⁽⁵⁾とした。

この羽二重の例から確認できることは、第一に買越限度が現物常備→現物売用に使用されていることである。第二に、同じく現物売用といつても、臨時売用と見本・試売用にわけられ、第三に、とりわけ後者（見本・試売用）には販路拡張→先物売約定締結→取引量拡大を意識的に追求する意図が込められていたのである。

では、同じく現物常備を必要としていた中国、植民地台湾など東アジア諸地域ではどうか。枕木・石炭など大口定期売約定を結びうる商品の買越限度を除けば、見本品・試売品を挺子に先物売約定先を獲得することは容易でなかった。

〔資料2〕綿布（茶木綿・白木綿・支那土布模造品）一八九九年六月指令、営業部

台灣并清國地方ニ対スル棉布商売ハ何レモ現物取引ノミニテ先約定ハ成立難ク、從テ本商賣ヲ經營スルニハ季節前現荷ヲ買ヒ集メ置キ季節ニ際シ之ヲ販売スルコト必要

〔資料3〕綿糸 一九〇〇年一〇月指令、大阪支店

香港、上海若シクハ天津ニ於テハ先約定物ノ売買ヲ為シ得レバ、仁川、芝罘、漢口、廈門等ニ於テハ純然タル當社ノ計算ニ於テ現荷ヲ送付シ置カザレバ売買全ク成立セズ

〔資料4〕綿布（シーチング・Tクロス類、木綿縮など中國向、シーチング類朝鮮向、茶木綿・白木綿など台灣向）一九〇〇年一〇月指令、大阪支店

仮令終年取引ヲ見ルモノニ於テモ市場ノ範囲極メテ狭小ニシテ先約定ノ成立ヲ見ル「多カラズ、殊ニ手織棉布ニ於テハ需要者ノ嗜好ヲ開発セン為メ小売ニ類スル方法ヲ執ルノ必要有之」⁽⁶⁾

〔資料5〕綿糸 一九〇一年七月指令、上海支店

上海支店ノ如キハ内地客直取引致シ居候事トテ需用地ノ嗜好ニ適スル名柄ハ常ニ相当手持致シ居不申テハ差詰メ機敏ヲ欠キ可申⁽⁷⁾

〔資料6〕綿糸・綿布・砂糖・小麦粉・燐寸 一九〇六年八月指令、牛莊支店

見込商売についての覚書（鈴木）

今後満州貿易発展上是等商品ノ輸入ヲ計画スルハ現下ノ急務ニ有之候事ハ今更喋々要セザル所ニ有之候、然ルニ満州土民ノ蒙昧ナル從来ノ習慣ニ依リ何レノ市場ニ於テモ現物取引ノミニ行ハレ未ダ曾テ商品ノ先約定ヲ見ズ、又極力先約定ノ得策ナル「ヲ勧誘スルモ頑トシテ応ジ不申」⁽¹⁰⁾

〔資料7〕燐寸 一九〇八年一〇月指令、香港支店

当方面に於ける燐寸商売の模様を一言せば概して小口取引に有之、而も現物売買が習慣と相成居候、先物と云へば値も安く、のみならず小口引合あるたび產地へ引合居候ては不利不便⁽¹¹⁾

〔資料8〕綿布類・小麦粉・燐寸・製糖用品 一九〇九年七月指令、台南出張所
台南方面ニ於テハ商売ノ方法未ダ幼稚ノ域ヲ脱セス、為メニ先約定ハ容易ニ行ハレ難ク、勢と現品ヲ備へ小口ニ之ヲ売却スルノ外無⁽¹²⁾之

資料2～8は綿糸布・燐寸などの日本産工業製品をほぼ主体として中国・台湾へ移輸出し、これを販売する例である。

これら諸地域ではそもそも先物約定の習慣がないところが多く、現物取引が主としておこなわれており、したがつて先物約定が成立しにくいといふことが願書（または議案）で述べられている。先物約定ができるところは香港、上海、天津などに限定されており、しかも、これらの都市においても燐寸などのように顧客と先物約定を結びにくい小口売商品があつた。また、資料5の綿糸（上海支店）のように、直接地方の顧客と引合をする場合には現物を常備し、これを販売することが必須とされていた。香港支店の場合も上海支店と同様で、「香港在來ノ綿糸商以外ニ東シ京筋ノ糸商トノ取引關係ヲ生ジ益現物売買ノ必要ヲ増加シ」（日本綿糸）、また「香港ノミナラズ殊ニ現物ノ印度綿糸ヲ需要スル沿岸出張員所在地トノ關係上」（印度綿糸）と議案に記載されている。⁽¹³⁾

もつとも、このように各店が現物常備を力説する背後には、次のような認識があつたことも看過できない。台北支店長代理阿武忠祐は「賃持申請書」（一九〇九年）のなかで「其目的ニ添フベキ引合（先物約定——引用者）ヲ為ス向ノ多クハ

信用薄弱ニシテ契約ノ甲斐ナキモノニ有之、去レハ却ツテ契約スル結果ハ利益即チ価格変動ノ危険ハ避ケラレスシテ其不履行ニ依ルノ損失ノミヲ負フコトニ相成候」と述べ、信用薄弱な買手と先物約定を結んでも約定を破棄され、かえつて損害を蒙る恐れがあると指摘している。

しかし、商品販売上の障害はこれにとどまらない。台湾向綿布などのように、いまだ十分な市場が形成されておらず、有力な反対商が存在していないという例はまれである。主力商品である綿糸・綿布・砂糖・燐寸の場合にはすでに中国、「満州」などで市場が形成され、反対商による市場の分割がなされていた。したがって、三井物産としては現物を常備し、損失を負担してもこれをより廉価に販売することによって中国商・印度商・欧米商のもつ販路を蚕食し、彼らを駆逐して市場の再分割を進めていかざるをえなかつたのである。しかも、その際、日本産品を主軸にしつつ、当該市場で広汎に需要され反対商が扱っていた印度綿糸・英國綿布・米国綿布など外国産品をも三井物産が取扱つていったことは、外国間貿易展開との関連で留意すべき点である。

さて、本店はこのような各店からの願を審議し、現物買越を許可した。一九〇八年七月買越買賣限度廃止の達が発せられる直前まで許可されていた主な買越限度設定商品（許可店）は、綿糸（上海、天津、牛莊）、綿布（台北、上海、牛莊）、小麦粉（牛莊、香港）、砂糖（牛莊、天津）、燐寸（香港、天津、上海、台北、牛莊、シンガポール）である。また、一九一一年末現在では、綿糸（上海、香港、牛莊）、綿布（牛莊、上海、台北、台南）、小麦粉（満州営業部、香港、台北、台南）、砂糖（牛莊、天津、上海、台北、台南）、燐寸（天津、香港、台北、台南）となつている。これらは本店から販売店に直接許可されたものであり、これとは別に仕入店（首都、部、主店）へ買越限度が許可され、そこから諸販売店に適宜分与された。一九〇〇年代では大阪支店（綿糸、綿布、燐寸）、営業部（綿布）に許可されている。

総じて、綿糸、綿布、小麦粉、燐寸などの商品を現物で大量に常備し、これを販売するというやり方は、中国をはじ

見込商売についての覚書（鈴木）

めとする東アジア諸地域の諸店で共通におこなわれており、これら商品の買越限度は現物売のために設定されていたのである。しかも、ロンドン支店取扱羽二重との対比でいえば、羽二重の場合には現物売は先物約定習慣欠如のためになされたわけではなく、いわば現物売を挺子として先物約定をいかに増加させるかをねらいとしたものであったが、一部の限られた都市内を除く東アジア諸地域では、先物約定習慣欠如のために、現物売を主体とする反対商に対抗しつつ、現物売の量をいかに増加させるかが当面の最大の課題とならざるをえない。

もともと、これらの商品について先物約定締結が企図されなかつたわけではない。各店は、現物売敢行によって獲得した新たな顧客・地域が信用厚く大量の商品を需要する場合には、積極的に先物約定を勧誘して先物約定を結び、これによつて取引数量をさらに増加させるとともに顧客を継続的に確保しようとしたのである。たとえば、小麦粉販売について安東県出張員大庭敏太郎は「一体満州各地ニ於て者雜貨売込者凡而現品を持ち居らざれば先物約定等出来ざる由ニ聞き及び居候処、当地者當出張員出張當時より清商に先物約定を勧め屢々好結果を得たるを以而、爾来彼等の間ニ先物約定の習慣を生ずるに至りし」⁽¹⁵⁾（一九〇九年）と述べている。しかし、ある程度先物約定を結ぶ場合でも、商品着荷の遅れなど不測の事態に対処し、先物約定の確実な履行を保障するために、あるいは、反対商の安価な現物売による切崩しに対抗するためにも現物常備が不可欠であった。

以上、東アジア地域各店での現物売用買越限度をみてきたが、つぎに、その中でもきわめて現物売限度の必要性が高かつた牛莊支店を例にとって買越業務の状況を概観したい。

三井物産本店は、日露戦争終結後の一九〇五年一〇月、神戸支店営口出張員を本店直轄に移して営口支店とし、一月牛莊支店と改称した。初代支店長は井上泰三（泰蔵）である。これ以後、三井物産は牛莊支店を「満州」経営の拠点として鉄嶺をかわきりに「満州」各地に出張員を設置（一九〇七年九月一日現在では鉄嶺、奉天、寬城子、吉林、大連）して積極的に

第10表 牛莊支店販売予想高（1906年）

商 品 名	毎月販売予想高
糸 糸 (委託)	2,500俵
綿 綿	500俵
本 度 組合	3,000俵
印 他 種	1,000俵
日 本 本 國	1,000俵
布 布 本 綿	3,000俵
砂 小 燐	20,000俵
麦	300函

出所) 井上泰三「満州商販拡張ノタメ商品買持ノ件」
1906年6月27日(「管理部会議案」三井文庫所蔵史料 物産129)。

商務を拡大していった。さて、支店設置後まもない一九〇五年一月、牛莊支店に対し綿糸五〇〇俵(約六万五〇〇〇円)、綿布五〇〇俵(約五万円)の買越限度が許可され、この限度を利用して本格的な取引が開始された。井上は許可願の中では、「牛莊ニ於ケル棉糸及棉布ノ取引ハ上海又ハ天津ニ於ケルカ如ク先物約定ハ現時ニ於テ不可能ニ属シ可申候」、さらに「競争激烈ノ際トテ常ニ先買ヲ為す必要があると當時の状況を説明し、日本産綿糸布を取り扱うだけなく、印度産綿糸・米国産綿布を上海・牛莊で安く買付け、これを常備して販売したいと述べている。翌一九〇六年八月には、これらの限度が大幅に増額され、また新たな商品買越限度が設定された。限度は、綿糸三〇〇〇俵(約三七万五〇〇〇円)、綿布二〇〇〇〇俵(約一〇万円)、砂糖六〇〇〇〇俵(約六万円)、小麦粉四万俵(約八万円)、燐寸六〇〇函(約一万二〇〇〇円)、合計約七二万七〇〇〇円である。⁽¹⁸⁾この時、提出された願書では、月間販売額を第10表のように予定していたので、綿糸買越限度は販売予想高の一か月分、綿布は買越限度不要の組合綿布を除く販売予想高の一か月分、砂糖・小麦粉・燐寸は販売予想高の二か月分に相当する。このように牛莊支店は、一か月ないし二か月の販売予想高に相当する巨額の買越限度を利用して現物売を敢行し、商品販売量の拡大を狙つたのである。さらに牛莊支店はこれらの買越限度をも超過して積極的に販路を拡大する。しかし、このような積極策を採つてもない一九〇七年上半期、銀塊相場が暴落し輸入貿易が頓挫したため、巨額の滞貨を生じ一亿万余の損失を来す。⁽¹⁹⁾一九〇七年上半期決算の商品持越し(第11表)をみると、綿布・燐寸・小麦粉は許可限度内であるが、綿糸は二〇五三俵(約二五万七〇〇〇円)、砂糖は四六二四俵(約四万六〇〇〇円)の大幅超過となつておらず、しかも本店の買越限

見込商売についての覚書（鈴木）

第11表 牛莊支店持越高（1907年上半期）

商品名	買越許可限度	持 越 高
綿 糸	3,000俵	5,053俵
綿 布	2,000俵	526俵
砂 糖	6,000俵	10,624俵
小 麦	40,000俵	15,420袋
燐 粉	600函	76函
連 蠟	なし	705箱
蠟 石	なし	3,065函
軍 品	なし	16,719函
	なし	350,000円

出所) 井上泰三「棉糸布雜貨制限外貿持ノ件」1907年6月15日（「管理部会議案」三井文庫所蔵史料 物産131）など。

注) 小麦粉の単位「袋」＝「俵」。

度許可をなんら得ていらない連紙・蠟燭・石油・軍器が買越状態に陥っている。なかでも、軍器（銃・付属品）は三五万円に達する。その後、一九〇七年下半期ではややもち直すものの五万円余の損失を計上している。⁽²⁾ このような損失計上の一因は、米国綿布と対抗するため日本綿布輸出組合の綿布を無手数料で売捌かざるをえず、そのための経費（半期約五万円）を支出せざるをえなかつたことにある。

一九〇八年上半期にいたると、商況は極端な不振に陥り、牛莊支店は巨額の損失を計上する。商況不振の発端は、一九〇七年一二月中国人商人東盛和破産事件発生による商取引の中絶、上海為替の杜絶、過炉銀の暴落である。さらに、銀貨下落がこれに追討をかけた。このような信用の連鎖の断絶、商品の滞留という状況は容易に回復せず、結局牛莊支店は上半期に約四八万円の損失を計上する。⁽²⁾ この内訳は東盛和事件関係約一二万円、銀貨暴落関係約二一万円、その他約一五万円である。さらに、下半期には三四万円の損失が見込まれ、その中には前年上半期に違反買越状態となっていた軍器の始末損一六万円が含まれている。⁽²⁾ 一九〇八年度のこののような惨憺たる牛莊支店の状況は、東盛和事件という予期せぬ出来事を契機に醸成されたとはいえ、軍器買越に示されるように積極的な見込商売・強引な販路の拡大を素因として生じたものであった。

巨額の損失を招いたとはいえ、日露戦争後、牛莊支店は積極的に買越業務をおこない「満州」各地へと販路を拡張していった。これに加え、一年間無手数料・販売経費負担（半期約五万円）という代償によって買取らずに現物を常備できた

日本輸出綿布組合製綿布は、米国綿布を駆逐する上で大きな効果をあげ、買取綿布とともに反対商の販路を蚕食していったのである。このように、牛莊支店をはじめとする各店では現物を常備し、しかもしばしば本店の許可範囲を超えて攻勢的に商売を展開していた。そこで、いま一つの例として一八九八年の天津支店の綿糸・綿布販売状況をみよう。

天津支店には、一八九七年一一月綿糸一〇〇俵の買越限度が許可されたが翌年八月には取消され⁽²³⁾、以後大阪支店（綿花首部）が綿糸を買取り、これを天津支店に送荷する方法が採られた。また、綿布を現物で常備するには本店営業部に交渉し、営業部買取品を送荷してもらうしか正規の方法はなかった。しかし、このような迂遠な方法では、現物売を敢行し販路を拡張する上で制約をうけざるをえないため、天津支店は独断で買越をおこない現物を常備するとともに、さらにつこの現物の存在を隠蔽するため帳簿上は「天津分莊」に対する売掛金として処理していた。この天津支店の違反行為は本店監査方による摘発で初めて明るみに出る。天津支店作成の「商品現在表」（一八九八年七月末現在）には綿糸一二七〇俵、綿布一万四六四〇反、そのほか板銅、印刷紙などが店持買入品として記載されていた。⁽²⁴⁾これを不信に思った本店監査方は書状を送り各店持買入品の内容について説明をもとめた。なお、先述のように店持買入品すなわち「社持品」とは売約定分を含んでいるので、すべてこれが買越状態にあるわけではない。天津支店長吳永寿は監査方からの書状に対し、綿糸・綿布は「天津分莊」からの注文品（＝売約定分）であると答えたため、監査方はさらに不信をつのらせ「天津分莊」⁽²⁵⁾について再度説明を求め、結局天津支店長は弁明に窮して二重の違反行為を認めざるをえなくなったのである。「天津分莊」とは、本店の許可をえずに前年の五月、綿糸・綿布を小口売するため天津市街に中國風に仕立てて設けた小売店である。天津支店長が、「天津分莊」分も含め事実を明らかにした書類（九月一五日現在）には第12表のように巨額の買越状態が記載されている。すなわち天津支店が備えている現物は、依頼綿糸勘定の綿糸四四九俵と店持綿布勘定の久留米縞（広生用）を除けば他はすべて違反買越品であり、違反品は総計約一二万両に達する。このように天津支店は、大

見込商売についての覚書（鈴木）

第12表 天津支店の買越状態（1898年9月15日現在）

摘要	繰越残・買付	売却・売約	差引
依頼綿糸勘定			
綿糸	476俵	27俵	449俵
天津分莊勘定			
綿糸	1,825俵	665.5俵	1,159.5俵
Tクロース	14,640反	600反	14,040反
久留米縞	418反	—	418反
店持綿糸勘定	962俵	962俵	0
店持綿布勘定			
Tクロース	7,800反	—	7,800反
久留米縞	134反	—	134反

出所) 吳永壽書状(1898年11月9日)の付表(「理事会議案」三井文庫所蔵史料 物産121)。

注) 数値は、いつから9月15日までか不明。

阪支店から綿糸を送付してもらひ、これを現物売に供するだけでなく、
独断で綿糸・綿布を現物で常備し、積極的に現物売を敢行していたので
ある。本店による摘発の後、一九〇一年二月、綿糸については四〇〇
俵(結冰期)(二月と三月)ないし二〇〇俵(その他の期間)の買越限度が天
津支店に許可されるようになる。⁽²⁷⁾

牛莊支店・天津支店の例は本店による摘発をうけたものであるが、本

店検査員による立入調査や社持品勘定数値の異常な肥大化、あるいは多
額の損失計上がない限り、このような違反買越はなかなか判明しなかつ
たようである。東アジア各店は許可限度を利用しつつ、さらに現物取引
を拡大するため、しばしば独断で買越行為をおこなっていたと推定され
る。

〔資料9〕 紡績機械付屬品 一九〇〇年一〇月指令、大阪支店

此商品ノ取扱ハ秋毫モ投機的分子ヲ帶ブル「ナク、從テ極メテ着実ナル商内ニ
シテ又恰モ小売、堂業、ニ類スルモノニ有之候」⁽²⁸⁾

〔資料10〕 錫錫 一九〇〇年一〇月指令、大阪支店

大口ノ先約定六ヶ敷擔乃至式拾五担、小売スルノ外無之商品ニ候得トモ亦殆
ト間断ナク需用アルモノニ御座候ヘハ現物サヘ備へ置ケハ日々相当ノ売行有之⁽²⁹⁾

〔資料11〕 鉄葉板 一九〇二年八月指令、大阪支店

元來當市場ニ於テハ一、ニ先約定ヲナス者モ有之候得共、其多數ハ現品ニ非サ

レハ買約セサルモノニシテ、又先約定ヲナス有力者ト雖、現品ヲ望ム場合少カラズ候、当店ニ於テ現品ナキ「トスレバ、是等有力者モ勢ヒ予メ當店以外引合先ヲ求メテ斯ル場合ニ備フル」ト相成、從テ情義上平素ノ商モ他ニ占メラル、ノ遺憾有之候(31)

〔資料12〕砂糖 一八九七年四月指令、三池出張所

三池店ニ於テハ是迄香港製糖ノ委託送荷ヲ売捌キ居リ、追々其商務ヲ拡張シ先物約定モ致スヘキノ処、何分同地方ハ辺陬ノ地トテ問屋中先物約定ヲ好マサル向モ有之趣(32)

〔資料13〕牛莊大豆・大豆粕 一八九六年四月指令、兵庫文店

追々顧客增加ニ隨ヒ直接注文ノ需用數口ト相成リ候ニ付常例相当需用ヲ充タス丈ケノモノハ藏入貯ヘ置キ不申テハ一々顧客ノ注文ニ応スル事不能場合有之、旁々積船入着迄、渡シ候而已ハ取扱ニテハ不便少ナカラス(33)

〔資料14〕牛莊大豆・大豆粕 一八九六年八月指令、長崎出張店

畢竟九州地方ニ於ケル該商品取扱者ハ何レモ小商人ニシテ、到底神戸、兵庫又ハ東京等ノ如キ先約定ニテ買付ノ依頼ヲ為シ得ル者ハ絶チ無之シテ僅ニ有之次第ニテ、先ツ各地へ輸入相成居候品ニ付何レニテモ廉価ニ算当相成候者ヲ撰ミ始メテ買付致候始末ニ御座候(34)

〔資料15〕印度棉花 一九〇四年八月指令、大阪棉花販賣主店

近年綿花ノ商売ハ現物取引ニ移り來リ候為メ専ラ先物ノ取扱ノミヲ致シ候當社ノ如キハ鐘紡ノ如キ特約アル得意ヲ除クノ外、漸次商売ヲ失フ結果ト相成候間、本商売ノ成立ヲ計ルカ為メ常ニ大阪ニ於テ武千俵ノ現荷ヲ備ヘ、武千俵ハ航海中ニ在リ、他ノ武千俵ハ孟賣支店ニ於テ買付中ニ屬スル如ク順次繰廻ハシヲ為シ、現物ヲ望ム得意ニモ売込上差支無之様為致度(35)

日本各店の場合、一八九〇年代後半～一九〇〇年代の三井物産の取扱輸入商品・国内向日本産品全体からみれば商品取引の方法は先物約定が中心であり、現物販売はこれを補足する役割を果していた。例示したように市場拡大のための現物常備は、臨時売用商品、いまだ市場・流通機構が十分に形成されていない一部の地域での販売商品、商品の性格上先物約定を結びにくい商品で許可されていた。しかし、紡績機械付属品・棉花の場合には市場拡大後の市場支配能力の

見込商売についての覚書（鈴木）

第13表 紡績機械付属品（大阪支店）

年 次	販 売 高	許 可 高	持 越 高	純 利 益	純 利 益 率
1894下	21,197円	—			
1895上	49,002円	3万円			
下	43,662円	3万円			
1896上	44,325円	3万円			
下	52,069円	3万円			
1897上	67,040円	3万円			
下	77,938円	3万円			
1899上	110,567円	10万円	97,197円	7,549円	6.8%
下	135,160円	10万円	110,827円	12,154円	9.0%
1900上	230,525円	10万円	78,067円	10,294円	4.5%

出所) 飯田義一「何書」1898年3月26日(三井文庫所蔵史料 物産120), 「大阪支店へ先買認可之件」付表
1900年11月29日廻議 (三井文庫所蔵史料 物産145)。

注) 純利益とは「諸経費ヲ控除シタル所謂純利益額ナリ」。1898年の数値は不明。

維持という機能を担った買越限度が設定されているので、これらの事例についてのみ簡単に触れておく。

まず紡績機械付属品の買越限度の推移をみておく。紡績機械付属品は付属品としての性格上、先物売約定はできない。この商品の「社持制限高ハ去明治廿八年二月中当時ノ現況ヲ以テ金三万円迄御許可相受居候処、其後各紡績会社ノ新設増設等モ有之需用頓ニ増加シ隨テ同業者競争多」いため限度一〇万円に増額されたが(一八九八年)、一九〇〇年恐慌の時に廃止となつた。資料9は限度一〇万円の許可を再び求めた願書である。この間、大阪支店販売高は四・九万円(一八九五年上期)から二三万円(一九〇〇年上期)へと急増し、「且下殆ソド當社独占ノ姿ニ相成居候」という。商品の回転は悪いが、純利益率は四%以上で極めて良い(第13表)。一九〇〇年頃の紡績機械付属品の場合には、新販路の開拓よりも、むしろ、確保している市場支配を維持するために付属品としての性格上現物常備を必要としていたのである。

一方、先物売約定を中心とした商品の場合でも、現物売用買越限度が設定されている。資料15印度棉花のように現物が必要される事態は、紡績業における不況局面の持続や棉花需要の急拡大によって生じる。これに対処し從来からの顧客を確保する目的で現物を常備し、販

規制の方法を尋ねる際の答辭が現いたので述べる。

織物の生産地で強調したことには、織物業界は先鋒業者として貿易を拡張し、有力な取扱商が形成したところ、織物専用貿易限度が必ずしも認識されなかつたからである。かく棉花は既に開拓され、棉花を用いた反対権による問題は抜擢されたる。一般の織物や紡織であるの貿易限制をつつけられたのである。

第14表
注文準備・商品集荷用貿易限度

仕 入 地	商 品 (許可店, 許可年次)
日本	上海向石炭(長崎・上海, 1897), 香月炭・大辻炭(馬關, 1897), 芳之谷炭(本店石炭課, 1898), 豊州炭(不明, 1899・1900), 杣島炭(口ノ津, 1901), 杣島炭(門司, 1903), 豊國炭(不明, 1897・1898), 大ノ浦炭(不明, 1897), 大ノ浦炭(門司, 1900), 岡田石炭(當業部, 1904), 日本生糸(横浜, 1897), 鐘紡糸(大阪, 1905), 中國朝鮮向綿布(大阪, 1890), 輸出向綿布(大阪, 1905), 中國台灣向綿布(本店棉花部, 1898), 中國台灣向綿布(當業部, 1899), 中國朝鮮向綿布(當業部, 1900), 台灣向綿布(當業部, 1902), 台灣向綿布(當業部・台北, 1903・1905), 輸出向タオル(神戸, 1906), 輸出向日本米(馬關・兵庫, 1896・1898), 鑑メ粕(當業部, 1899), 魚油(小樽・越前堀, 1895), 中國向枕木(小樽・函館, 1897), 枕木(三池, 1900), 原木・枕木(當業部, 1902・1905), 木材(當業部, 1903), 木材(札幌出張所, 1905・1906), 内地木材(木材部, 1907), 輸出向硫黃(當業部, 1901), 真木ベット縫寸(大阪, 1898), 米国向花旗(神戸, 1906), 輸出向石油函・茶函・タオル・寒天(神戸, 1906)
中国・「満州」・台湾・朝鮮・シンガポール・ボンベイ	中国棉花(上海, 1895), 印度棉花(ボンベイ, 1896・1908), 中国羊毛(天津, 1897・1902・1904), 台湾米(神戸, 1903), 外国米(香港・兵庫, 1897), 外国米(神戸, 1902・1903・1905), 牛骨(天津, 1899・1903), 日本向當口大豆・大豆粕(上海, 1895), 大豆・大豆粕(東京・兵庫・當口, 1896), 大豆(米穀肥料部, 1909), 欧洲向大豆(米穀肥料部, 1909), アンペラ(香港, 1908)

(出所)付図の出所を参照。

1. 第9表注を参照。
2. 仕入店許可分、販売店許可分を掲げ、販売店許可分は除いた。
3. 第9表と重複するものがある。
4. 印度棉花は第15表と重複するが、「注文準備品」として明記された限度があるので掲げた。

第15表 大規模な数量・価格操作用限度

商品（許可店、許可年次）
日本生糸（ニューヨーク・横浜、1899・1902・1906・1908）、広東生糸・上海生糸（ニューヨーク、1906）、羽二重（ロンドン、1901・1908）、印度棉花（ボンベイ、1896・1905・1908）、棉花（大阪、1897・1899・1900・1909）、中国羊毛（天津、1899）、輸出向日本米（ロンドン、1899）、輸出向日本米（大阪、1900）、綿糸（大阪、1897・1899・1900・1909）、中国羊毛（天津、1899）、輸出向日本米（ロンドン、1899）、輸出向日本米（兵庫、1900）、輸出向日本米（神戸、1901）、輸出向日本米（神戸・ロンドン、1904）、台湾米（神戸、1903）、外国米・台湾米（米穀肥料部、1906・1907・1908）、大豆・大豆粕（兵庫、1898）、大豆・大豆粕（米穀肥料部、1906・1908）、大豆（米穀肥料部、1909）、日本大麦（神戸、1904）、菜種粕・棉美粕・棉美・懲罰其他雜肥料（米穀肥料部、1906）、中国胡麻（ハシブルグ、1909）、日本菜種油（ロンドン、1908）、歐州向魚油（神戸、1909）、台湾赤砂糖（台北、1904）、花旗（神戸、1908）

〈買越〉綿糸（大阪、1905）

出所）付図の出所を参照。

- 注）1. 第9表注を参照。
2. 1901年羽二重（ロンドン支店）の売越限度はほとんど機能しなかった。

機能II（注文準備・商品集荷）

機能Iの買越限度は商品の販売過程に主として規制されて設定されたものであった。これに対して、機能IIの買越限度は商品の購入過程に規制され、販売店や社外からの取引に確実に応じるため主として仕入店があらかじめ商品を注文準備品として集荷しておいたものである。この機能が強い買越限度を第14表と第15表に掲げた。第15表は機能IIIをも検討するため分離してある。なお、特定の商品については、機能Iで掲げたものと重複する場合もある。以下、機能IIの代表的な事例を示す。

〔資料1〕 中国棉花 一八九五年六月指令、上海支店

供給地ニ在テハ日々市価ノ報告ヲ為スニ方リ、予メ注文、準備、トシテ棉商又ハ仲買ニ対シ棉花ノ買付約定ヲ為スノ順序ナルモ上海ノ如キハ薄資ノ棉商、猾智ノ仲買ノミニシテ何分予約ニ慮スルモノ無之……棉花出廻季節中（毎年九月ヨリ翌年三月迄）ハ多少注文準備品ノ設ケ無之テハ安心注文ニ応シ難キ。

〔資料2〕 中国羊毛 一九〇二年八月指令、天津支店

天津ニ於ケル支那羊毛買付方ハ、冬期ニ入ル前ニ買付注文ヲ仲次人ニ与ヘ着荷ニ応シ引取ルノ外、注文外ニ天津ニ集マル品有之候ヘ共此等ノ品ハ需要ノ多キ割合ニ出廻リ少ナキ為メ買付競争劇シク、外人并内商競争者ハ皆見込ヲ以テ其大部ヲ買付ケ候為メ当社天津支店ガ内地引合店ヨリ注文ヲ得テ買付ヲナサントスルニ其多クハ已ニ買付時期ヲ失シ注文ニ応スル「能バス」

〔資料3〕 台湾米 一九〇三年一二月指令、神戸支店

台灣ニ於テハ商業上ノ組織未タ整備セス、土人商トノ約定ハ十分信ヲ措クニ足ラサルヲ以テ純然タル仲買ノ方法ニテハ却テ危險少ナカラサル有様ニ有之、即チ彼等土人商ハ大率薄資ナルヲ以テ彼等ト買付約定ヲ為スモ相場ノ変動ニ依リ完全ニ引渡ヲ為サヽルコトアリ、從テ時ニ買付ヲ為シタル後売約スルヲ安全トスルコトアリ

〔資料4〕 菜種粕 一九〇〇年一〇月指令、兵庫支店

予メ内地ノ需用ニ従ヒ相当ノ高迄產地ニ買附ケヲ依頼シ置キ該品出廻ハリ季節中其安直ヲ待チ臨機買附ケ不致候而ハ到底今日ノ競争場裡ニ利益ヲ見ル事容易ニ無之被存候

〔資料5〕 大豆油 一九〇一年二月指令、兵庫支店

右ハ是迄需用者ノ注文ヲ受ケ始テ產地ニ引合ヒ買附ケ來リ居候得共、斯クテハ產地ニ於テ實際ノ相場ニテ買附ケ候外無之ニ付、相場低廉ノ際買附ケ置キ候如キ臨機ノ処置難出来、而已ナラス内地ノ需用季ニ當リ產地在荷拵底ヲ告ケ候場合モ往々有之候ニ付テハ自今產地ノ相場ノ低下セル時機ヲ計リ多少ノ買持ヲナシ置キ候ハ、當方ノ利益ハ勿論需用者モ断エス其供給ヲ受クルヲ得テ大ニ満足

〔資料6〕 牛骨 一九〇三年三月指令、天津支店

本品ハ常ニ品質ノ良好ナルモノヲ買集メ置キ相当ノ高ニ相成タル後、売約スルノ外無之、從テ天津支店ニ於テハ予シメ仲買人ニ申通シ凡テ売約シ得ヘキ高ヲ注文シ代金ノ一部ヲ前渡シ買集ヲ為サシメ居リ

見込商売についての覚書（鈴木）

〔資料7〕胡麻 一九〇九年四月指令、ハンブルグ出張所

本品買入ニ就テハ漢口ニ於テ現品ヲ買入ル、コト困難ニ有之、大部分ハ確実ナル仲買人ト買入ノ先約ヲ為スカ、又ハ地元ニテ小口ニ買集メラ要スルニモ拘ラス、一方需要先ノ製油会社ハ大口ノ約定ヲ致ニ付、勢ヒ多少ノ壳越賣越ヲ許可スルニ非サレハ本商売ノ成立ヲ期スル「難ク」⁽⁴⁴⁾

〔資料8〕枕木・砂川木挽工場用原材 一九〇五年三月指令、札幌出張所

資金ヲ固定スル事ナクシテ販路ノ拡張ニ伴ハントスルハ木材業ニアリテハ殆ント不能ノ事ニ御座候、而シテ仕入ノ方法トシテハ価格ノ最モ廉ナル時季、即冬山ニ於テ出来得ル限り出材セサルベカラサル事ハ數年來經營ノ上、益々其必要ヲ認メタル所ニ有之、冬季ニ於テ一時賣持高ノ増加スヘキハ止ムヲ得サル所ニ御座候、一方ニ於テ木材ハ他ノ商品ニ比シ製造搬出ニ比較的多數ノ日子ヲ要スルモノニシテ

〔資料9〕綿布 一八九九年六月指令、營業部

例年需用アル綿布ハ農閑ニシテ賃銀廉ナル時ヲ見計ヒ製織致サセ需用季節ニ際シ注文ニ応ジ得ル準備致シ置キ候ハマ供給者ヨリ上品ヲ廉価ニ得ラレ⁽⁴⁵⁾

〔資料10〕花蓮 一九〇六年九月指令、神戸支店

花蓮ハ目下ノ状態ニ於テ確實ナル信用アル製造人又ハ商人ナク、契約ノ不履行、受渡ノ遅延、値増ノ請求等敢テ意トセザル次第ナルヲ以テ

〔資料11〕大連石炭 一八九七年一〇月許可、馬関支店

石炭ノ需用ハ統々有之、供給之二伴ハサル実況ニ付、曩ニ買約ニ係ル大連石炭明年一月ヨリ三月ニ至ル三ヶ月間引続キ先直ニテ坑主貝嶋太助氏ト買約定致度⁽⁴⁶⁾

〔資料12〕鐘紡綿糸 一九〇五年四月指令、大阪支店

綿糸ノ取引ニ就テハ近來長期先約定行ハレ、就中鐘紡綿糸ハ清國市場ニ於テ売行ノ最モ宜シキ處ヨリ同業者皆之ニ着眼シ約十ヶ月内外ノ先物迄壳約成立致候状况ニ付、当社ニ於テモ同紡製品中輸出向綿糸ノ約四分ノ一即毎月武千俵ヲ限リ向フ三ヶ月分ノ直段ヲ前約シ以テ親密ノ干係アル同紡ノ綿糸ヲ他同業者ノ為メニ全部取扱ハル、ノ不利ヲ防キ⁽⁴⁷⁾

まず機能Ⅱで注目される商品は、棉花・羊毛・外国米・粕類・油類をはじめとする中国・植民地台灣など東アジア地域での農畜産物である（資料1～7）。これらの商品の場合には、一手販売契約による生産拠点の確保＝商品量の確保は容易にはおこない難い。そのため、商品量を確保するには、資料1中国棉花のように現物を買集めるか、あるいは信用のにおける仲買商と確実な先物約定を締結する必要が生じてくる。このような集荷を保障するものとして、資金前貸・買越限度とりわけ後者が必須とされたのである。なかでも、流通機構が未整備であつたり、商品の出回時期と需要時期がずれる場合には商品取引を成立させるため買越限度の設定は不可欠であった。

日本産品でも魚油・輸出米の買越限度はこれらとほぼ同じ理由で設定されていた。しかし、日本産品で特に注目されるのは、鉱礦業・工業産品および木材に機能Ⅱの限度が設定されていることである。そこでなぜ鉱礦業・工業産品などに限度が設定されているのかをみよう。

資料9の中国・台湾向綿布（茶木綿・白木綿など）は農閑期の低廉な農村労働力によって製織されたものである。製織期間は、茶木綿では三月～八月頃であるといふ。一方、需要期間は八月～翌年一月頃であるため、時期的なずれを生じる。⁽⁵⁰⁾ 需要者との間に先物約定締結ができず、現物売をせざるをえない台灣などを売捌地域とする限り、必然的に買越状態にせざるをえない。資料10は主として米国向の花蓮である。花蓮の場合、柄・色合が製品によって微妙に異なり、しかも製造家が零細なため、たとえ需要者との間に先物売約定が成立したとしても先買約定分を加増して製造家・仲買商人に発注せざるをえない。他方、北海道原材（資料8）の場合、木材仕入価格が低下している冬場に大量の仕入をおこなうことが決定的に重要であった。仕入れた原材を砂川木挽工場で製材し、製品を順次売却していくのである。また、

資料11石炭の場合は、あらかじめ坑主との間に先物買約定を結び、急増する石炭需要に対応するため、資料12鐘紡綿糸（一手販売契約非締結）の場合は、反対商との対抗上、中国市場で売行良好な輸出向鐘紡綿糸の二五%を確保し、確実に需

見込商売についての覚書（鈴木）

要に応じるためである。

商品集荷全体でみれば、委託販売契約とりわけ一手販売契約による生産拠点の確保が重要な意義をもつ鉱礦業商品・工業產品においても、以上みたようにさまざまな理由で機能IIの買越限度が必要とされたのである。また、三井物産自体が主として製材する原材の場合には、あらかじめ安価な仕入をどれだけおこなうかが決定的に重要であり、機能IIの買越限度なくして、商品取引の大半はおこないえなかつたのである。

機能III（大規模な数量・価格操作）

第15表には、売越限度・買越限度の両者が許可されているすべての商品を掲げた。また、買越限度のみ許可された商品（一九〇五年綿糸・大阪支店）も含めた。これらの売越買越限度は、機能I・機能IIとりわけ機能IIの十全な運用をふまえて取引商品量・商品価格を大規模に操作することを狙いとして設定されたものである。この限度が設定された主な商品は、生糸・棉花・綿糸・米・大豆・大豆粕など三井物産の主力取扱商品である。

〔資料1〕大豆・大豆粕・菜種粕・綿実・綿実粕

一九〇六年四月指令、米穀肥料部

清国肥料類の輸入ハ日を追ふて増加し、產地ハ勿論内地ニ於ける反対商の競争益激烈と相成、從来の如く先づ注文を受けて後買付ニ着手する時ハ、見込商売を主とする反対商の間ニ介在してハ常ニ其後塵を蒙り商機を逸する事不尠、商務の發展上売越買持等臨機の处置ハ到底免れ難き処かと存候。⁽⁵¹⁾

〔資料2〕綿糸 一九〇五年四月指令、大阪支店

從來御許可相成居候買持式千俵ノ外ニ、短期手持參千俵ヲ限り臨機買附御許可被成下度、尤モ此參千俵ハ從來ノ式千俵トハ性質ヲ

第16表 売越・買越両限度設定商品（1913年12月31日現在）

商 品 名		売 越 限 度	買 越 限 度	許 可 店
砂 糖	日本精糖	5,000俵(4万両)	5,000俵(4万両)	上 海
生 糸	日本生糸	2,000俵(170万円)	1,500俵(127万円)	横浜・ニューヨーク
	日本生糸	300俵(25万円)	300俵(25万円)	横浜・ロンドン
	上海生糸	300俵(24万円)	500俵(40万円)	ニューヨーク
	広東生糸	100俵(7.5万円)	100俵(7.5万円)	ニューヨーク
	柞蚕糸	100俵(4万円)	100俵(4万円)	ニューヨーク
	中国生糸	200俵(20万円)	200俵(20万円)	ロ ン ド ン
綿織物	羽二重	25,000ポンド	25,000ポンド	ロ ン ド ン
	綿物	5万円	5万円	横浜・シンガポール
硫 安	硫 安	3,000トン(45万円)	3,000トン(45万円)	営業部・大阪・ロンドン
麻 袋	カルカッタ麻袋	100俵(1万ドル)	100俵(1万ドル)	サンフランシスコ
穀 肥	大豆	42,000トン(252万円)	72,000トン(432万円)	大 連
	大豆粕	21万枚(29.4万円)	21万枚(29.4万円)	神戸など国内5店
	胡 麻	5,000トン(75万円)	5,000トン(75万円)	漢 口
	胡 麻	500トン(7.5万円)	500トン(7.5万円)	ハンブルグ
	蚕 豆	4,000トン(18万円)	4,000トン(18万円)	漢 口
	桐 油	1,000トン(21万円)	1,000トン(21万円)	漢 口
	欧州向魚油	1万函(3.8万円)	1万函(3.8万円)	神 戸
	欧州向菜種油	5,000函(4.7万円)	5,000函(4.7万円)	ロ ン ド ン
棉 花	印度棉花	1,000俵(10万円)	1万俵(100万円)	ボンベイ
	印度棉花	2万俵(200万円)	2万俵(200万円)	棉 花 部
	中国棉花	1万俵(40万円)	15,000俵(60万円)	棉 花 部
	米国棉花	1万俵(150万円)	1万俵(150万円)	棉 花 部
	中国棉花	2万ピクル(60万両)	2万ピクル(60万両)	上 海
綿 糸	日本太糸	1万俵(150万円)	4万俵(600万円)	棉 花 部
	印度綿糸	2,000俵(22万両)	2,000俵(22万両)	上 海
綿 布	日本綿布	5,000俵(50万円)	3万俵(300万円)	棉 花 部
	英米綿布	500俵(6万両)	500俵(6万両)	上 海
雜 品	蠟 類	400トン(9.6万円)	400トン(9.6万円)	漢 口
	花菓並器械品	3,000本(9,500円)	3,000本(9,500円)	神 戸

出所)付図の注を参照。

注)金額が「指令」などに記載されていないものは推計した。

異ニシ単ニ、其時ノ商勢ト反対商ノ、商策ニ適応スルガ為メ、ニ有之候条、其賣附ハ十分慎重ニシテ尚ホ其所分モ極メテ迅速ニシ遲クモ必ラズ三週間以内ニハ買手ヲ見出シ所分スル事ニ取計ヒ可申候。

資料1は売越・買越両限度が許可された例、資料2は買越限度が許可された例である。これら機能IIIの限度では、米国棉花⁽⁵³⁾（一八九九年五月三日指令、一万俵完繫）のように利用次第では投機となる定期取引までおこなう例もある。

これらの機能IIIに属する限度（ただし、売越・買越の両方が設定されているもの）を一九二三年二月三一日現在でみると、第16表のようになる。第16表の品目のうちで、一九〇〇年一月一日現在に売越・買越両限度が設定されていた支店別商品は、横浜・ニューヨーク両店が日本生糸売越買越限度五〇〇俵、米穀肥料部が大豆・大豆粕売越限度六万ピクル（約一七万円）買越限度一二万ピクル（約三四万円）、大阪支店が棉花売越限度一万俵買越限度二万俵であるから、第一に、これら品目の限度は一九一三年ではいずれも巨大化していること、第二に、これ以外の売越・買越両限度が新たな品目（支店）に設定されていることが判明する。また、第16表の品目を第15表と比べると、日本精糖、硫安、麻袋、蠟類、蚕豆、桐油など新たな品目が加わっていることがわかる。輸出向日本米のように日本が米輸入国へ転化したため消滅した限度もあるが、全体としてみれば一九〇〇年代初頭にくらべ一九一三年には機能IIIが著しく強化されていたのである。

さて、以上売越買越限度について、その特殊な機能をI～IIIにわたって明らかにしてきた。そこで次にとくに機能Iに関連させて委託荷の問題を検討したい。

（1）（2）（4） 渡辺專次郎「羽二重賣持制限高増加ノ件御願」一九〇一年五月二一日（三井物産合名会社「理事会議案」三井文庫

所蔵史料 物産一二四）。

- (3) 北村七郎書状一九〇一年七月六日(前掲「理事会議案」三井文庫所蔵史料 物産一二四)。
- (5) 「倫敦支店羽重買高増加ノ件」一九〇一年七月一五日提出(前掲「理事会議案」三井文庫所蔵史料 物産一二四)。なお、一九〇二年七月一九日付ロンドン支店宛許可指令では北村の主張した方針が本店命令として記載されている。
- (6) 「棉布買持特許之件」一八九九年六月六日提出(三井物産合名会社「理事会議案」三井文庫所蔵史料 物産一一一)。
- (7) 飯田義一「御願」一九〇〇年八月一六日(三井物産合名会社「會議錄」三井文庫所蔵史料 物産一四五)。
- (8) 飯田義一「願」一九〇〇年八月二一日(前掲「會議錄」三井文庫所蔵史料 物産一四五)。
- (9) 飯田義一「御願」一九〇一年六月二〇日(三井物産合名会社「會議錄」三井文庫所蔵史料 物産一四五)。
- (10) 井上泰三「満州商売拡張ノタメ商品買持ノ件」一九〇六年六月二七日(三井物産合名会社「管理部會議案」三井文庫所蔵史料 物産一四七)。
- 料 物産一二九)。
- (11) 香港支店長「買持請願の事」一九〇八年九月二二日(三井物産合名会社「會議書」三井文庫所蔵史料 物産一六五)。
- (12) 「台南出張所へ商品先買認可之件」一九〇九年七月一日提出(三井物産合名会社「管理部會議案」三井文庫所蔵史料 物産一三四)。
- (13) 「香港支店同出燐寸、麦粉、日本棉糸及印度棉糸買持ノ件」一九〇八年一〇月一六日廻議(前掲「會議書」三井文庫所蔵史料 物産一六五)。
- (14) 阿武忠祐「買持申請書」一九〇九年三月一日(三井物産合名会社「會議案」三井文庫所蔵史料 物産一六六)。
- (15) 大庭敏太郎書状一九〇九年一月二〇日(三井物産合名会社「管理部會議案」三井文庫所蔵史料 物産一三三)。
- (16) 指令第一〇八号一九〇五年一月一八日(三井物産合名会社「指令」三井文庫所蔵史料 物産八六)。
- (17) 井上泰三「棉糸及棉布買持願」一九〇五年一月七日(三井物産合名会社「管理部會議案」三井文庫所蔵史料 物産一二八)。
- (18) 指令第一一九号一九〇六年八月二七日(三井物産合名会社「指令」三井文庫所蔵史料 物産八七)。
- (19) 井上泰藏「陳情書」一九〇八年八月三〇日(三井物産合名会社「管理部會議案」三井文庫所蔵史料 物産一三一)。
- (21)(22) 「井上泰藏依願解傭之件」一九〇八年一〇月六日提出(前掲「管理部會議案」三井文庫所蔵史料 物産一三一)。
- (23) 達号外一八九七年一月五日(三井物産合名会社「諸達」三井文庫所蔵史料 物産六四)、達号外一八九八年八月一八日(三井物産合名会社「達」三井文庫所蔵史料 物産六五)。

見込商売についての覚書（鈴木）

- (24) 監査方松本常磐「天津店棉糸棉布專断賣持ノ件」一八九八年二月七日（前掲「理事会議案」三井文庫所蔵史料 物産一二一）。
- (25) 呉永寿書状一八九八年九月二八日（前掲「理事会議案」三井文庫所蔵史料 物産一二一）。
- (26) 呉永寿書状一八九八年一月九日（前掲「理事会議案」三井文庫所蔵史料 物産一二一）。
- (27) 指令第六二号一九〇一年一二月六日（三井物産合名会社「指令」三井文庫所蔵史料 物産八五）。
- (28) 一八九六年九月～一九〇九年九月までの期間で統轄機関（三井商店理事会、三井営業店重役会、三井家同族会管理部、三井家同族会）に三井物産が提出した議案のうち、違反売越買越業務に関する懲罰・譴責議案は一件ある。違反発覚の経路・理由は、本文に記したいずれかであると断定あるいは推定される。
- (29)(30) 飯田義一「願」一九〇〇年八月一七日（三井物産合名会社「會議錄」三井文庫所蔵史料 物産一四五）。
- (31) 飯田義一「錫買持願」一九〇〇年一〇月二十五日（三井物産合名会社「重役會議案」三井文庫所蔵史料 物産一二三）。
- (32) 藤瀬政次郎「武力板亜鉛板及亜鉛鍛鉄板賣持ニ閣タル御伺」一九〇二年七月二二日（前掲「理事会議案」三井文庫所蔵史料 物産一二四）。
- (33) 飯田義一「三池店砂糖買持認許之件」一八九七年四月二〇日廻議（前掲「理事会議案」三井文庫所蔵史料 物産二一九）。
- (34) 遠藤大三郎「願」一八九六年四月一五日（前掲「理事会議案」三井文庫所蔵史料 物産一一七）。
- (35) 竹田貞松書状一八九六年八月一日（三井物産合名会社「理事会議案」三井文庫所蔵史料 物産一一八）。
- (36) 「大阪綿花販売主店へ印度綿六千俵先買認可之件」一九〇四年八月二三日提出（三井物産合名会社「重役會議案」三井文庫所蔵史料 物産一二六）。
- (37) 飯田義一「同書」一八九八年三月二六日（前掲「理事会議案」三井文庫所蔵史料 物産一二〇）。
- (38) 棉花本部「注文準備トシテ上海支店ニ綿花買持特許願ノ件」一八九五年二月（前掲「理事会議案」三井文庫所蔵史料 物産一二六）。
- (39) 飯田義一「支那羊毛壹千担先買ニ付御伺」一九〇二年八月二三日廻議（前掲「理事会議案」三井文庫所蔵史料 物産二二四）。
- (40) 「台灣米先売先買認可之件」一九〇三年一二月二九日（三井物産合名会社「重役會議案」三井文庫所蔵史料 物産一二五）。
- (41) 遠藤大三郎「菜種粕買持願」一九〇〇年一〇月二〇日（前掲「會議錄」三井文庫所蔵史料 物産一四五）。

- (42) 遠藤大三郎「豆油買持願」一九〇一年二月一八日（前掲「重役会議案」三井文庫所蔵史料 物産一二三）。
- (43) 「天津支店へ牛骨先買認可ノ件」一九〇三年三月三日提出（前掲「重役会議案」三井文庫所蔵史料 物産一二五）。
- (44) 「漢堡出張所へ胡麻五百屯売越買越認可ノ件」一九〇九年三月五日提出（前掲「管理部会議案」三井文庫所蔵史料 物産一三三）。

- (45) 札幌出張所來帖抜萃「第二 枕木木材先買ノ事」（三井物産合名会社「管理部会議案」三井文庫所蔵史料 物産一二七）。
- (46) 棉布首部「内地棉布製織中社持ニ閥スル願」一八九九年六月三日（前掲「理董事会議案」三井文庫所蔵史料 物産一二一）。
- (47) 武村貞一郎「花蓮現物先買、先物約定ニ対シ御許可御願」一九〇六年八月二三日（前掲「管理部会議案」三井文庫所蔵史料 物產一二九）。
- (48) 「大連石炭買約定ノ件」一八九七年一〇月五日提出（前掲「理董事会議案」三井文庫所蔵史料 物產一九）。
- (49) 「大坂支店へ鐘紡綿糸直段先約認可之件」一九〇五年三月三〇日提出（前掲「管理部会議案」三井文庫所蔵史料 物產一二七）。
- (50) 前掲、棉布首部「内地棉布製織中社持ニ閥スル願」一八九九年六月三日、「茶木綿拾万反迄ヲ限リ一時先買認可ノ件」一九〇一年四月二九日提出（前掲「理董事会議案」三井文庫所蔵史料 物產一二四）。
- (51) 遠藤大三郎「粕豆肥料類壳越買持之事」一九〇六年二月二三日（前掲「管理部会議案」三井文庫所蔵史料 物產一二八）。
- (52) 福井菊三郎「棉糸臨時短期買附御願」一九〇五年三月六日（前掲「管理部会議案」三井文庫所蔵史料 物產一二七）。
- (53) 指令一八九九年五月三日（三井物産合名会社「指令」三井文庫所蔵史料 物產八四）。

2 委託荷による現物常備

牛莊支店の例でみたように、各販売店が常備する現物は買越限度の使用による商品だけではない。社外荷主、とりわけ三井物産が一手販売権をもつ荷主から商品委託販売をうけ、販売店に送荷し現物として常備することもおこなわれた。三井物産にとって委託荷の送荷を自由におこなえるということは、自己の危険負担なしに販売店で現物売を敢行し

見込商売についての覚書（鈴木）

うることを意味する。また、所要資金も買越品にくらべ少なくてすみ、金利負担もほとんど必要ない⁽²⁾。したがって、買越品による現物常備が開始された一九〇〇年前後の時期に、委託販売契約、とりわけ一手販売契約をもとに委託送荷がどのようになされていたか、あるいはいなかつたかを見る必要がある。

石炭の場合、一八九九年（明治三二年）一二月三井物産が貝島太助を相手として第二大ノ浦炭の一手販売契約を結んだ「約定書」⁽³⁾では第五条後半で「場合ニ依リ予テ現品ヲ販売地へ輸送シ置キ、漸次其売捌ヲ為ス等專ラ甲（貝島——引用者）ノ利益ヲ謀ルベシ」と規定された。この約定書の書式は印刷されており、他の炭礦にも適用されていたので、石炭の場合には比較的自由に社外委託荷を送荷し現物売に供しうるはずであった。ただし、先の条項が引き続き現実に機能したとはいえない。一九〇四年三井物産本店が三井営業店重役会に提出した、横浜支店石炭買越限度許可議案には「就テハ夫等供給ニ引当テ三池、田川、大ノ浦、豊國等ノ貯炭ヲ要シ申候、其内鉱山会社ノ石炭ハ買持ヲ要セサルモ他種石炭ハ買持ヲ要シ候⁽⁴⁾」と記載されており、「鉱山会社」すなわち三井鉱山の三池炭・田川炭を除く、三井物産が一手販売契約を締結していた大ノ浦・豊國の両石炭は現物常備のために買越しなければならなかつたのである。この事実は、先の第五条後半に相当する規定が空洞化（または削除・変更）されたのではないかと予想させる。一九〇一年六月本店から門司・長崎両店にあてた内訓では「石炭委託販売取扱上ノ一方法トシテ打切勘定ヲ始メタルハ、坑主ヲシテ委托送荷ノ通弊タル仕切勘定遅延ノ不便ヲ避ケシメンガ為ニ外ナラス」⁽⁵⁾と述べ、すでに打切勘定すなわち三井物産による石炭買取が坑主の希望でおこなわれていたことを示している。打切勘定の開始は、一九〇〇年五月制定の「石炭取扱規則」⁽⁶⁾からと思われる。その第九条「打切り計算」では「内外各地ニ於テ臨時売又ハ定期約定ヲ為サントスルニ當リ、坑主ノ望ニ依リテハ打切り計算ヲ為スヘシ」とし、その第一項で「積出地船乗直段打切り」を規定している。さらに第六条「委托計算」では「内外各地ノ状況ヲ観察シ、坑主ノ承認ヲ得テ送リ荷ヲ為シタル石炭ハ、販売店ニ於テ十分迅速ニ売捌ノ道ヲ講シ、

壳価ニ付テハ積出店ト協議スヘシ」と規定し、委託荷の送荷条項に「坑主ノ承認ヲ得テ」という形容がなされている。このように、仕切勘定が遅延する委託荷の送荷は、たとえ三井物産が一手販売権を取得していても坑主の承認がない限り不可能となり、委託荷の送荷を自由におこなえるのは三井鉱山の石炭に限定されていたのである。

綿糸の場合はどうか。一八九四年鐘紡・三池紡両社と原棉供給特約締結の際、契約条件の一つに海外輸出綿糸分一手販売条項がつけ加えられたとい⁽⁸⁾う。しかし、一八九七年一一月五日達号外では「目下鐘ヶ淵并三池紡績ト我社専売ノ商標ヲ付シタル綿糸送荷方ノ件相談中」のため、これがまとまるまでは香港など各店に綿糸買越限度を許可すると記載されているので、三井物産はこの時期にはすでに海外輸出分の一手販売権を持っていなかつた可能性が強いが、たとえ持っていたとしても委託荷を送荷できない状態であることには変りない。この間の経過を棉花首部長飯田義一は一九〇〇年八月一六日付社長宛書⁽⁹⁾状でつぎのように述べている。「我邦ヨリノ輸出高極メテ少許ナリシ時代ニ於テハ現物ノ商内ニ就キテハ、紡績会社ノ委托品ヲ海外ニ送リ、先物約定ニ就キテハ紡績会社ト海外需用者トノ間ニ立チテ単ニ売買ノ成立ヲ媒介」していたが、「今日ニ於テハ紡績会社ニテモカ、ル迂遠ナル方法ニ由リテ製糸ヲ売捌カントスルモノ之レ無く」、中国の漢口などでは「純然タル当社ノ計算ニ於テ現荷ヲ送付シ置カザレバ売買全ク成立セズ」、八月一三日の売越買越限度廃止措置(本店からの達)のままでは業務を遂行できないという。つまり、飯田はもはや紡績会社からの委託荷を望めないので、大阪支店(棉花首部)が綿糸を買取って販売店に送荷する方法(社内委託荷)を継続したいと願い出している。さらに、翌一九〇一年六月二〇日付棉花首部長飯田の社長宛書⁽¹⁰⁾状では「従来当首部ヨリ海外販売店ニ対スル委托送荷」(社内委託荷)は「販売店ニ置ケル取扱方ニ至テハ、自己之責任ニ属スルモノ、如ク親切ナラサル傾キ有之、従テ首部ハ可成委托送荷ヲ減シ」ざるをえない状況であるから、海外各販売店に直接買越限度を認めてほしいと上申している。ここでは、紡績会社から委託荷をそられないという点ではなく、社内委託荷そのものの持つ限界性が指摘されている。ま

見込商売についての覚書（鈴木）

して、制約の大きい社外委託荷（紡績会社からの委託荷）にいたっては「自主ノ態度ニ出テ、商機ヲ敏活ニ探知」することはとうてい望めないといえよう。

燐寸の場合は、一九〇〇年代では綿糸よりさらに委託荷のもつ限界性が大きい。一九〇〇年代で綿糸買越限度を直接に許可された販売店は牛莊・天津・上海・香港の四店であるのに對して、燐寸は牛莊・天津・上海・香港・台北・台南・シンガポールの七店に許可されている。また、それ以前の一八九九年七月七日付で大阪支店長飯田が燐寸五〇〇〇函買越限度を願い出た書状⁽¹³⁾に添付された表では、三井物産が一手販売権をもつ商品を大阪支店が買取り、天津・芝罘・上海・香港・台北の各店に送荷し（社内委託荷）現物として常備することが予定されていた。すでにこの時点で、一手販売権取得による委託荷の引受けは荷主の承諾がない限りおこなえなかつたと思われる。

砂糖（三池出張所）の場合、一八九七年四月頃は次のような状況であった⁽¹⁴⁾。当時三池店は香港製糖会社製の白砂糖を委託荷として輸入・販売していた。これに對して、反対商は製糖会社と先物を買約定し、商品着荷後現物として常備し、これを販売していた。「直段モ当方委托セラレタル直段ヨリハ安直ニ相成候」という。香港「製糖会社ニ於テモ委托ハ望マサル」状況であるので、反対商に対抗するためには、先物を買約定してその内の「幾分ハ当店持」とせざるをえないと三池出張所長は上申している。

人造肥料は、「東京人造肥料会社ノ特約販売ヲ引受けケ兵庫・名古屋両支店ニ於テ頻リニ売捌方尽力罷在候処、売行見込十分ニ有之、然ルニ該社ニ於テハ送荷ハ一切不致事ニ相成居候」⁽¹⁵⁾（一八九九年）と、荷主から委託荷をとめられている。

このように特定の商品については、荷主側からの制約あるいは商品販売面からの制約によって、一九〇〇年前後には社外委託荷は用いられなくなり、三井物産は買取品を現物として常備することになる。一九〇〇年代の綿糸・燐寸にいたっては、仕入店（首部、部、主店）が買取品を販売店へ社内委託送荷するやり方さえも限界をみせはじめ、販売店が自

己の危険負担の下に買取った商品を現物で常備するやり方がとらわれていったのである。

ただし、綿布の場合には、社外委託荷は社内委託荷とともに商品取引拡大上相当有効に機能していた。一九〇六年設立の日本綿布輸出組合からの「満州」向綿布は社外委託荷として送荷されており、また同年設立の三榮綿布組合からの朝鮮向綿布もその相当部分はおそらく社外委託荷として送荷されたと思われる。しかし、先述のように日本綿布輸出組合の綿布では買取すなわち危険負担を必要としないかわりに二年間無手数料、多額の販売経費負担という代償を三井物産が支払っていたのである。

(1) 委託荷とは、売約定の裏づけのないまま、販売店へ送荷した商品を意味し、単に販売を委託された商品を指すわけではない。委託荷には、荷主から販売を依頼された商品と仕入店（首部、部、主店）から販売を依頼された商品の二種類がある。たとえば、「燐寸取扱細則」（一九〇〇年五月制定）では前者を「華主委託荷」、後者を「通常委託荷」と呼称し、「華主委託荷トハ華主ヨリ仕入店ニ依頼シ、販売店ヘ送荷シタルモノヲ云フ」、「通常委託荷トハ仕入店ニ於テ販売地ノ状況送荷ニ利益アリト認メタルカ、或ハ新商標壳抜メノ為メ仕入店ヨリ随意ニ販売地ヘ送荷シタルモノヲ云フ」と規定している（三井物産会社名会社「達」三井文庫所蔵史料 物産六六）。念のためつけ加えておけば、後者は仕入店が買取った商品である。なお、以下では両者の区別をはつきりするため、前者を「社外委託荷」、後者を「社内委託荷」と記す。

(2) 社外委託荷の場合 荷主に前貸金を渡すことがある。たとえば後掲の一八九九年一月の貝島太助（甲）と三井物産（乙）との間で結ばれた「約定書」第一二条では「甲ニ於テ乙ニ引渡シタル石炭ニ対シ借入金ヲ要スルトキハ、乙ハ該石炭ノ時価八割迄（金百円ニ付金八十円）迄前貸スルコトアルベシ」と規定されていた。しかし、この貸金には「三井銀行貸附日歩ノ割合」で利息がつけられ、三井物産は金利負担をしなくてすむ。

(3)(4) 前掲、松元「三井財閥の研究」四三七～四四一ページ。

(5) 「横浜支店へ石炭壹千屯先買認可之件」一九〇四年九月六日提出（前掲「重役会議案」三井文庫所蔵史料 物産一二六）。

(6) 「打切勘定ノ義ニ付内訓案」一九〇一年六月二四日廻議（三井物産会社「會議案」三井文庫所蔵史料 物産一四六）。

見込商売についての覚書（鈴木）

- (7) 前掲、松元『三井財閥の研究』五〇六～五一〇ページ。
- (8) 前掲、松元『三井財閥の研究』四六五ページ。
- (9) 達号外一八九七年一月五日（前掲「諸達」三井文庫所蔵史料 物産六四）。
- (10) 飯田義一「御願」一九〇〇年八月一六日（前掲「會議錄」三井文庫所蔵史料 物産一四五）。
- (11) 飯田義一「御願」一九〇一年六月二〇日（前掲「會議錄」三井文庫所蔵史料 物産一四五）。
- (12) 飯田義一「輸出燐寸取扱の事」一八九九年七月七日（前掲「理事會議案」三井文庫所蔵史料 物産一二一）。
- (13) 前掲、山下「形成期日本資本主義における燐寸工業と三井物産」第一四表に引用されている。
- (14) 三池出張所藤田誠一郎書状一八九七年四月六日（前掲「理事會議案」三井文庫所蔵史料 物産一一九）。
- (15) 「人造肥料買持ノ件」一八九九年七月二十五日（前掲「理事會議案」三井文庫所蔵史料 物産一二一）。
- (16) 井上泰蔵「陳情書」一九〇八年八月三〇日（前掲「管理部會議案」三井文庫所蔵史料 物産一三一）。
- (17) 前掲『三井事業史 本篇』（第三巻上）八六ページ。

3 見込商売の事例分析—石炭—

次に取扱うべき問題は、これまでの分析をふまえて各商品毎に売越買越限度の設定などによって見込商売がどの程度展開したかを解明することである。しかし、この問題を本稿で十分に取扱う余裕はない。そこで、第一に各商品で見込商売がどの程度の比重を占めていたのかを概観し、第二に見込商売の比重が極度に低いと考えらるがちな石炭についてのみ、機能分析をふまえつつ見込商売の展開を明らかにする。

第17表は、一九二〇年七月一日設定買越限度と一九二一年度取扱高の関係をしたものである。買越限度比率が一〇%以上のものは、金物、羽二重・絹織物、茶、樟脳、麻布類である。これらの商品は見込商売の割合が比較的高いとみよい。しかし、一〇%未満のものでも、見込商売を主体とするものが含まれている。生糸は買越限度が六九〇万円（四

第17表 商品別買越限度比率（その1）

(単位：1,000円)

商 品 名	1921年度取扱高	買 越 限 度	%
砂 糖	114,963	3,000	2.61
機 械	126,596	500	0.39
木 材	22,018	500	2.27
石 炭	137,590	9,000	6.54
金 物	48,156	5,205	10.81
生 糸	125,544	6,900	5.50
羽二重・絹織物	12,339	2,500	20.26
茶	1,064	870	81.77
鱗 寸	5,441	75	1.38
毛 類	17,057	100	0.59
樟 脳	2,167	500	23.07
食 料	品 不明	500	不明
硫 安	6,364	300	4.71
硝 石	不 明	200	不明
ゴ ム	46,469	1,688	3.63
珈 珂	不 明	150	不明
麻 布	29,169	3,000	10.28
総 計	813,970	55,511	6.82

出所)「(稿本)三井物産株式会社沿革史」編纂史料。

「売買越新限度ニ就テ(支店長会議報告材料)」(三井文庫所蔵史料 物産349-2)。

- 注) 1. 買越限度の数値は1920年7月1日許可(1年間有効)のもの。
 2. 木材の買越限度額および名は「木材仕入計画」を含まず。
 3. 総計はその他の商品を含む。

五〇〇俵)、買越限度比率が五・五%であるが、同額の売越限度が設定されており、この限度内で活発に商品の回転を速めていた。たとえば一九二〇年五月～一九二一年四月では、既定の限度(限度額不明)の他に臨時売越限度三五〇〇俵の許可を得て、この限度をも十全に使用するとともに、日本生糸の売越と中国生糸の買越を同時に起こない(いわゆる、両立て)、リヨンでは定期取引をおこなつたりして、活発に見込商売を展開していた。国際的投機商品であるゴム・砂糖も、生糸と同様であったと考えられる。また、木材は買越限度五〇万円、買越限度比率二・二七%にすぎないが、この限度は仕入計画を含んでいないので、これをも加算すれば買越限度比率は極端に高まると思われる。ちなみに一九二二年では四

見込商売についての覚書（鈴木）

第18表 商品別買越限度比率（その2）(単位：1,000円)

商品名	取扱高	買越限度	%
木材	(1912年) 7,920	3,674	46.4
棉花	(1913年) 39,348	5,400	13.7
綿糸	(1913年) 29,032	8,500	29.3
綿布	(1913年) 19,227	3,697	19.2

出所) 三井物産株式会社「事業報告書」第8回（三井文庫所蔵史料 物産615-6）など。

注) 1. 木材買越限度は1912年度木材仕入計画約3,644千円を含む。

2. 綿三品の買越限度は1913年12月31日現在。

第19表 商品別買越限度比率（その3）(単位：1,000円)

品目	1918年下半期 1919年上半年期	取扱高	買越限度	%
米		111,075	3,140	2.8
台湾米		1,773	450	25.4
小麦		12,764	1,220	9.6
小麦粉		15,524	330	2.1
澱粉				
朝鮮大豆		12,319	2,190	17.8
満州大豆				
豆類		14,331	650	4.5
種子類		14,091	3,380	24.0
大豆油		66,721	2,050	3.1
雜油		42,011	3,815	9.1
大豆粕		27,866	990	3.6
雜粕		2,108	120	5.7

出所) 三井物産株式会社「事業報告書」第18回・第19回（三井文庫所蔵史料 物産615-12～13）。

三井物産株式会社穀肥部長「支店長会議穀肥部報告」1919年（三井文庫所蔵史料 物産347）。

注) 1. 買越限度は1919年1月31日現在の数値。

2. 掲出品目以外にプロデュース買越限度195万円がある。

六・四%である（第18表）。穀肥部商品については第19表のとおりであり、小麦・大豆・種子類の買越限度比率が高い。しかも、一九一八年一〇月～一九一九年八月の期間は大幅な買越限度超過状態に陥っている（第8表 第20表）。

また、穀肥部長は、穀肥部商品での見込商売の比重を「売買越ヲ原則トセザレバ取扱難いキ商品例へバ大豆粕、豆油ノ如キト、右左商内ニ幾分ノ売買越ヲ加味スレバ取扱得ル商品例へバ米、大豆ノ如キト、アルコトハ事新シク説明ヲ要セザル所ナリ、而シテ前者ノ如キ見込七分、右左三分ト云セザル所ナリ、而シテ前者ノ

第20表 穀肥部商品買越限度・使用額

(単位: 1,000円)

年月日	許可金額	買越限度使用額	%
1918年4月30日	20,285	10,991	54
7月31日	20,285	14,059	69
10月31日	20,285	39,877	197
1919年1月31日	20,285	60,620	299
4月30日	14,810	61,499	415
7月31日	14,810	31,060	210
8月15日	14,810	22,757	154

出所) 三井物産株式会社穀肥部長「支店長会議穀肥部報告」1919年(三井文庫所蔵史料 物産347)。

注) 1. 硫安・硝石を含まず。

2. 1919年4月30日までは旧限度20,285千円が適用されていたが、5月1日からの新限度との対照を示すため、新限度を記載。

3. 種子限度は1919年5月1日~6月21日まで1,000千円であり、6月22日から1,690千円に増加されたが、便宜上1919年4月30日から増加とした。

フ商内ニアリテハ」と述べ、大豆粕・大豆油では見込商売の比重が七〇%にも達することを指摘している。大豆の場合には、限度利用商品の回転が遅く、大豆粕・大豆油の場合にはきわめて速かったようである。ところで、綿三品は、一九二〇年四月一五日東洋棉花株式会社設立によって、この会社に取扱いが移されたので、一九一三年度で買越限度比率をみると(第18表)、いずれも一〇%を超えておりわけ綿糸買越限度比率は三〇%近くに達している。

以上掲げた商品が見込商売を相当の比重でおこなっていたと推測されるものである。これに対し、ほとんど見込商売を必要としなかつたのは機械である。一八九五年~一九一三年で買越限度が設定されていた品目は、紡績機械付属品、客車貨車材料品・工事用軽軌条、自動車・部分品付属品にすぎず、機械は委託売買(とりわけ一手販売)によつていたと断定できる。

では、石炭はどうであろうか。本稿末付図の買越買越限度の推移をみながら見込商売の状況を検討しよう。機能工に属するものは、主として船舶用燃料に供された英炭・日本石炭である。これは、一八九六年に英炭一五〇〇トン買越限度がシンガポール支店に許可されたことにはじまり、一九〇〇年代では長崎、上海、シンガポールの各店に英炭の買越限

度が、横浜、シンガポールの各店に日本石炭の買越限度が設定されていた。しかし、これらは臨時売用が主であり、一九一〇年代の石炭取扱状況との関連でみると、機能IIに属する買越限度の方がより重要である。

一九〇〇年代では日本資本主義の確立期に生じた紡績業、鉄道業、船舶業などにおける石炭需要の急増に対応して、石炭商品をいかに確保するかが焦眉の課題となつたのである。三井物産本店はこの課題を達成するため、一八九六年九月一日三井商店理事会に議案「石炭委託販売ノ件」を提出し、三井商店理事会の認可をえた。

三井家所有鉱山産出石炭及從来取扱來候石炭之外、猶目下多分ノ需要ニ應スル為メ他ノ石炭モ広ク委託販売若クハ一方ニ賣約定ヲ為シ一方ニ買約定ヲ為ス「ヲ致度、右裁決ヲ仰ク

このように、新たに委託販売引受の対象を拡げ、また売越行為あるいは買越行為をおこなうことが認可され、これを根拠として一九〇〇年を前後する時期に石炭の買越がつぎつぎとおこなわれる所以である。一手販売契約を結んでいない石炭の先物買約定許可が初めて与えられたのは、一八九七年八月二十四日三井商店理事会で許可された「香月石炭本年中買切約定ノ件」である。これは坑主貝島太助の福岡県遠賀郡香月礦区石炭を、馬関支店が値段を先約して買切るという案である。実際にはこの代炭として大辻石炭が引渡された。その後、大辻石炭（買約期間一八九八年一月～三月）、大ノ浦塊炭（同一八九八年二月～翌年一月）、豊州炭（同一八九九年一〇月～二月）、杵島郡粉炭（一九〇〇年一二月三井營業店重役会可決、買約期間不明）、杵島炭坑塊炭（買約期間一九〇四年一月～六月）の先物が引渡量・価格を定めて買約定された。この他、一手販売契約を結んでいると推察される豊國塊炭（買約期間一八九八年二月～七月）、豊國塊炭（同一八九八年一〇月～翌年三月）、芳谷炭（同一八九九年一月～六月）、大ノ浦五尺塊炭（一九〇〇年一二月三井營業店重役会可決、買約期間不明）も同じく買約定がなされている。豊國塊炭の場合には買約定締結の理由が不明である。芳谷炭、大ノ浦五尺塊炭については、三井

商店理事会、三井営業店重役会に提出された議案によつて理由が判明する。まず芳谷炭では、次のように記載されてい
る。

右芳之谷石炭ハ從来當会社ニ於テ委託販売引受居候處、近來當社ニ對スル競争者アリテ同炭買取之計画アル模様ニ有之、若シ同炭ニシテ他人ノ手ニ落チ候節ハ一般石炭ノ販売掛引上不尠影響ヲ蒙リ可申ニ付、今般前記直段ヲ以テ買約致シタル次第ニ有之候。

芳谷炭坑株式会社と三井物産の間では、一八九七年六月から一九〇〇年五月までの期間、一手販売契約が締結されて⁽¹⁶⁾いた。この契約期間内に、「競争者」の「同炭買取」計画に対抗するため塊炭一万八〇〇〇トン（毎月三〇〇〇トン）、粉炭九〇〇〇トン（毎月一五〇〇トン）を六か月間買約定するというのは、どういう意味なのか。「同炭買取」を芳谷炭坑、買収と強引に理解しても、炭坑買取計画に六か月間先物買約定で対抗できるとは考えられない。

大ノ浦五尺塊炭の場合はどうか。

右大ノ浦五尺塊炭ハ坑主貝嶋太助氏ニ於テ反対商タル谷口、加藤へ売約ノ相談有之、然ルニ之ヲ競争者ノ手裡ニ帰セシムルトキハ、当社石炭商売上妨碍ヲ來スコト少ナカラサルノミナラズ、香港又ハ新嘉坡ニ對スル短期約定又ハ臨時売ニ引当テ、同炭ノ需要ハ少ナカラス候間此際當社へ買入置申度⁽¹⁷⁾候

三井物産は、一八九九年一月～一九〇三年一二月までの四年間を期限として第一・第二大ノ浦炭、第一・第二・第三大辻炭の一手販売契約を貝島太助との間で結んでいた。⁽¹⁸⁾一手販売契約書には、全石炭の販売権を三井物産が掌握し、三井物産の同意なしに貝島は他者に石炭を売却できない旨の条項がある。⁽¹⁹⁾にもかかわらず、貝島は大ノ浦五尺塊炭を反対

商に売約しようとしているのである。しかも、この取引を阻止するために三井物産は同炭四万五〇〇〇トン（一五万七五〇〇円）の買約定を結ぶという。この事態は、三井物産の意志に反しても、貝島が反対商への石炭売約をおこないうるということを意味している。先の芳谷炭の場合も同様であったと思われる。そして、先述の委託荷と同様、これらの事態からは、当時の石炭業での契約をはじめとする一手販売契約なるものが必ずしも契約書の字義通りには坑主・生産者を規制していないことを推測させる。しかし、当面の課題は一手販売権そのものの検討ではないので、これ以上立ち入らない。なお、一手販売契約を結んでいた岡田石炭については、月出炭量に相当する三〇〇〇トンを毎月貲取ることが営業部に認可（一九〇四年三月）されているが、これは貸金回収を早めるためである。

総じて、一九〇〇年を前後する時期では、三井物産は一手販売権を取得していない坑主と先物買約定を結んで石炭の安定的集荷をはかり、さらに他方では次々と一手販売権を取得していった。しかも、一手販売契約炭のいくつかについても、集荷を確実にするために先物の買約定をおこなつたのである。この間、「石炭取扱規則」（一九〇〇年五月制定）によつて打切勘定、すなわち現物の買取も始まつていた。そこで、つぎに同じ機能Ⅱを有する現物の買取に焦点を絞つて推移をみよう。

さきに述べたように、積出地での打切勘定の規定は仕切勘定の遅延とこれに対する坑主の不満を解消するために設けられたが、しかし、こんどは坑主側は仕切値に対し不満をもらはせじめた。そのため、本店は、門司・長崎両店に対し一九〇一年六月前掲「⁽²²⁾内訓」を発し、「名ヲ坑主ノ利便ヲ計ルニ仮リテ打切勘定ノ制ヲ設ケ以テ石炭ヲ安直ニ買切り利益ヲ壟断セントスルノ傾向アリトテ不平ヲ鳴ラス者」があるので、運賃、諸掛、欠斤、金利、坑主の手取りがどの程度になるかを坑主に對して懇切に説明し、「委託販売ノ精神ヲ脱却」することのないようにと注意を与えた。その後、一九一〇年に至つて、坑主は「炭価下落ノ為メ坑主困却ニ付、物産会社ニ於テクードエゼントタルコトヲ希望」したため、三井

物産常務取締役山本条太郎は「九州ノ豊前塊并筑前一等炭」については「仮勘定ニテ打切買取り、半季ノ末ニ於テ手数料ヲ控除シタル残額ノ損益ヲ取扱数量ニ依リ坑主ニ分割スル」という方法・対応策を取締役会で提起している。⁽²³⁾ クードヒは c.o.d (cash on delivery) すなわち代金引換で商品を受渡すことを意味すると思われるが、坑主側の具体的な要求は定かではない。ただし、先の仕切値に対する坑主の不満との関連でみれば、山本の提起した対応策は、いったん仕切勘定をおこなって代金を坑主に支払い（三井物産側の貿取）、半季毎に「残額ノ損益」を坑主に割戻すという方法であり、不満を一定程度やわらげる可能性があった。とはいえる、この方策は実行されなかつたようである。

翌一九一一年八月に、三井物産、三井合名鉱山部、貝島鉱業、麻生商店の四者で筑豊炭を中心に「ペール制」販売契約がなされ、翌年一月から実施された。このペール制の意義は『三井事業史』などに記載されているので省略するが、ここで確認しておきたいことは、ペール制には貿越業務が不可欠のものとして取入れられていることである。すなわち、この制度ではいったん仕切勘定をおこなって代金を坑主に支払い（三井物産側の貿取）、実際の販売価格との差額を一括ペールし、ペール金を規定に従つて四者で分配する方法がとられていていたのである。一九一五年一月から実施された三井物産、三井鉱山、北炭のペール制⁽²⁴⁾でも同様であったと思われる。しかし、前者のペール制は一九一七年一〇月末で解散する。解散により、あらためて売越買越限度設定が求められ、一九〇九年三井物産が株式会社に改組されて以来石炭部からの売越買越限度設定要求が取締役会議案として一度も提出されなかつたのが、一九一八年四月九日に初めて提出され売越買越限度設定が許可されたのである。⁽²⁵⁾ この時の許可額は不明であるが、その後の一九二〇年七月一日許可額は売越限度一〇〇万円（七万トン）、買越限度九〇〇万円（二五万六〇〇トン）に達している。

以上の経過を要約すれば、石炭の場合、一手販売権の取得だけでは必ずしも十全な集荷・販売をおこなえないため、これに対応すべく石炭の買取措置（先物買約定、打切勘定など）を見込商売を導入し、さらにこれらの措置と一手販売権を

第21表 商品別収益

(単位:円)

順位	1900年「益金」	1901年「益金」	1902年「益金」	1911年「損益」
1	石炭	504,442	896,104	石炭
2	器械類・鉄道用品	236,210	224,023	機械・鉄道・兵器
3	砂糖	164,734	180,017	木材
4	織物	112,924	81,980	生糸
5	花	103,780	51,317	米
6	毛織物・毛類・毛糸	78,906	40,303	人參
7	生糸	66,219	35,892	毛織物・毛類・毛糸
8	阿米	39,970	33,233	金物
9	米	19,928	32,347	綿物
10	硫黃	17,268	18,570	金
順位	1913年「損益」	1914年「損益」	1915年「損益」	1919年「総益金」
1	石炭	1,721,200	1,821,896	7,361,633
2	機械材	1,000,467	934,229	6,226,416
3	木生糸	750,980	581,694	4,388,989
4	金物	481,177	562,559	4,188,170
5	米	427,560	397,930	4,035,292
6	肥料	413,860	385,274	3,125,537
7	大豆三品	397,372	371,125	2,951,315
8	砂糖	397,017	298,475	1,636,115
9	大豆三品	364,413	211,989	1,238,515
10	花	273,158	149,888	1,237,317

見込商売についての覚書(鈴木)

出所) 1900~1902年は「三井物産会社要覧」(『三井事業史』資料篇三), 1911年は「商品別三季間損益明細表」(三井文庫所蔵史料 物産400)。

1913~1915年は「損益店別及科目別表」(『三井文庫所蔵史料 物産400), 1919年は業務課「業務統計」(1920年度上半期, 三井文庫所蔵未整理史料)。

結合させたブール制を実施していくのである。これらの手段を講じることによって確実に商品量が掌握され、それを根拠に売付先の継続的な確保（および船舶など臨時売への確実な対応）・販売市場での支配力の強化が達成され、またこのことが逆に集荷量の確保・生産拠点の確保を可能としたのである。そして、石炭は、一九〇〇～一九一〇年代における取扱商品中で最も安定した、しかも最大の収益をあげる商品となる。この期間で収益の判明する年度では、石炭は第21表のように常に第一位の座を占めているのである。

- (1) 前掲「売買越新限度ニ就テ（支店長会議報告材料）」（一九二一年）。
- (2) 生糸部「一ヶ年間業務報告」一九二一年（三井文庫所蔵史料 物産三四八一四）。
- (3) 三井物産株式会社穀肥部長「支店長会議穀肥部報告」（三井文庫所蔵史料 物産三四七）。
- (4) 前掲「理事会議案」（三井文庫所蔵史料 物産一一八）所収。
- (5) 前掲「理事會議案」（三井文庫所蔵史料 物産一一九）所収。
- (6) 「大辻石炭買約定ノ件」一八九七年一〇月五日提出（前掲「理事会議案」三井文庫所蔵史料 物産一一九）。
- (7) 「大ノ浦石炭買約定ノ件」一八九七年一二月一七日可決（前掲「理事会議案」三井文庫所蔵史料 物産一一九）。
- (8) 「杵島石炭買約定不折合ニ付豊州炭買約ノ件」一八九九年一〇月二〇日可決（『三井事業史』資料篇四上、四九四～四九五ページ）。
- (9)(14)(17) 「石炭買入ノ件」一九〇〇年一二月一八日提出（前掲「重役会議案」三井文庫所蔵史料 物産一一三）。
- (10) 「杵島塊炭一時買持ノ件」一九〇三年一二月一九日提出（前掲「重役会議案」三井文庫所蔵史料 物産一一五）。なお、以上に掲げた買約定のほか、一九〇〇年七月二十四日三井常業店重役会では「石炭買持ノ件」が可決されている。この議案は「唐津、豊前、大ノ浦等ノ上等炭凡五万噸ヲ先約定ニテ買持」するというものである（『三井事業史』資料篇四下、二一ページ）。
- (11) 「豊國石炭明年度買約定ノ件」一八九七年一二月三日提出（前掲「理事会議案」三井文庫所蔵史料 物産一一九）。豊國石炭の買約定は一八九七年中にもおこなわれている。

見込商売についての覚書（鈴木）

- (12) 「豊國石炭買約定ノ件」一八九八年九月三〇日廻議（前掲「理事会議案」三井文庫所蔵史料 物産一一〇）。
- (13)(15) 「芳之谷石炭買約定之件」一八九八年一月八日廻議（前掲「理事会議案」三井文庫所蔵史料 物産一一一）。
- (16)(18) 加藤幸三郎「九州炭礦部成立の諸前提」（『三井文庫論叢』第一号、一九六八年）第3表参照。なお同表では「芳ノ炭礦」と脱字している。
- (19) たとえば、「約定書」（第二大ノ浦石炭、一八九九年一月）では、第一条（甲ハ其採掘ニ係ル石炭ノ一手販売ヲ乙ニ依託シ、乙ハ本邦並ニ海外ニ於テ誠実ニ之ガ販売ヲ努ムベシ）、第二条（「甲ハ本約定有効期限内ハ、乙ノ承諾ヲ得ルニ非ザレバ、其石炭ヲ直接間接ニ他ヘ販売セザルベシ」と規定されている。甲は貿島、乙は三井物産である。前掲、松元『三井財閥の研究』四三八ページ参照。
- (20) 「岡田石炭先買認可ノ件」一九〇四年三月一五日提出（前掲「重役会議案」三井文庫所蔵史料 物産一二六）。
- (21) 前掲、松元『三井財閥の研究』四四八ページでは、打切勘定規定が採用された理由を、壳炭代から差引かれる諸経費（坑主負担）の額に坑主が不満をもつたため、これをやわらげる意味でなされたとしている。
- (22) 前掲、「打切勘定ノ義ニ付内訓案」一九〇一年六月二四日廻議。
- (23) 『三井事業史 本篇』（第三巻上）六四～六五ページ。
- (24)(25) 前掲『三井事業史 本篇』（第三巻上）六八～七一ページ。
- (26) 「石炭部専石炭買越又ハ売越限度許可之件」議案第一〇六九号一九一八年四月九日（三井物産株式会社「取締役会議録」第一六号、三井文庫所蔵史料 物産一九〇）。なお京城出張所には、一九一〇年三月一日、石炭五〇〇トン（約四〇〇〇円）買越限度許可が指令されている。
- (27) 前掲「売買越新限度ニ就テ（支店長会議報告材料）」（一九一一年）。

む す び

一八九四・九五年を起點として開始された三井物産の見込商売は、一九〇〇年代・一九一〇年代に本格的な展開をみ

第22表 外国間貿易専用の売越買越限度（1913年12月31日現在）

商 品	売 越 買 越 限 度	許 可 店
上 海 生 糸	売越300俵（24万円）買越500俵（40万円）	ニューヨーク支店
広 東 生 糸	売越買越100俵（7万5,000円）	"
中 国 桐 蚕 糸	売越買越100俵（4万円）	"
中 国 生 糸	売越買越200俵（20万円）	ロ ン ド ン 支 店
印 度 織 糸	売越買越2,000俵（22万両）	上 海 支 店
印 度 織 糸	買越500俵（洋銀5万ドル）	香 港 支 店
英 米 織 布	売越買越500俵（6万両）	上 海 支 店
カ ル カ ッ タ 麻 袋	売越買越100俵=10万枚（1万ドル）	サンフランシスコ 出張所
中 国 胡 麻	売越買越500トン（7万5,000円）	ハンブルグ出張所
台 湾 烏 龍 茶	買越1万5,000箱	台北・ニューヨーク支店
米 国 木 材	買越200万スーパーフィート（6万両）	上 海 支 店
鴨 緑 江 材・吉 林 材	買越6万円	大 連 支 店
オーストリア鉛	買越100トン（洋銀1万5,000ドル）	香 港 支 店
米 国 小 麦 粉	買越2万袋（洋銀5万ドル）	"

出所)付表の出所を参照。

注)当時の三井物産内での区分に従えば、台湾烏龍茶は外国間貿易に含まれず。

第23表 外国間貿易取扱高（1913年度）

(単位：1,000円)

商 品	取 扱 高	外 国 間 貿 易 専 用 限 度
棉 花	10,329	(共 用)
綿 糸	7,719	印 度 織 糸
小 麦 粉	6,640	米 国 小 麦 粉
石 炭	4,550	
大 豆	4,158	(共 用)
金 物	3,365	オーストリア鉛
生 糸	3,004	中 国 生 糸
砂 糖	2,277	(共 用)
油 類	1,795	(共 用)
木 材	1,145	米国木材・「満州」木材
綿 布	1,016	英 米 織 布
総 計	54,793	

出所)三井物産株式会社「支店長会議事録」1915年(三井文庫所蔵史料 物産198-3)など。

注)取扱高は1913年度の数値、外国間貿易専用限度は1912年12月31日現在の数値。

せ、ほぼ一九一〇年代後半には完全に定着するに至った。この見込商売の展開を保障したものの中でも、とりわけ大きな意義をもつたのは売越買越限度であった。この限度の特殊な機能は、現物売（機能Ⅰ）、注文準備・商品集荷（機能Ⅱ）をおこない、さらに商品によってはこれらの機能の十全な運用を基盤として大規模な数量・価格操作（機能Ⅲ）をおこなうことであった。一手販売権の取得と、このような特殊な機能をもつ限度の設定によって、三井物産は商品の購入過程・販売過程の相方において巨大な支配力をもつて至ったのである。たとえば三井物産の独占的な商品である石炭では、坑主からの石炭買取が業務上不可欠のものとして組込まれ、巨額かつ安定的な収益をあげえたのである。

売越買越限度の設定とこれにともなう商品の動きを地域別にみると、中国（とりわけ「満州」）、植民地台灣をはじめとする東アジア諸地域（インドを含む）が重要である。これらの地域では、綿糸・綿布などの新販路を開拓したり既存の反対商の販路を蚕食する上で、また棉花・大豆（粕）などの農畜産物を集荷する上で、売越買越限度のもつた役割はきわめて重要であった。さらに、このような限度設定を基盤として、一九〇〇年代末には活発に外国間貿易が展開されるのである。

外国間貿易専用限度は、一九〇〇年代では華南向「満州」大豆・大豆粕買越限度（一九〇七年許可、香港支店）、歐州向漢口胡麻壳買越買越限度（一九〇九年、ハンブルグ出張所）があり、一九〇九年米穀肥料部へ許可された「満州」大豆五〇万ピクル買越限度（約三万トン、一四〇万円）も主として歐州向と考えられる。⁽¹⁾さらに、一九一三年一二月三一日時点での外国間貿易専用限度をみると（第22表）、中国生糸・印度綿糸などの商品限度が、東アジア地域を基軸に設定されていることがわかる。また、第23表によると、外国間貿易商品別取扱高（一〇〇万円以上）をみると、専用限度設定商品は六品目に達しており、共用限度設定商品四品目を含めれば、一一品目中の一〇品目になる。このように、共用限度のみならず外國間貿易専用限度が設置された外国間貿易は、一九一〇年代後半に市場分野別取扱高比率で二〇%を超えて、さらに一九一

八・一九年には「輸出」などをぬいて取扱高が第一位となるのである。⁽²⁾

以上確認した諸点をふまえ一手販売権、前貸・信用程度、貿易金融などのもつ機能と、それらの相互連関を明らかにし、さらに諸貿易資本の歴史＝具体的分析をおこなうことが課題となるが、これらの課題は今後に残されている。

(1) 華南向大豆・大豆粕取引の創始は一九〇六年下季、歐州向漢口胡麻は一九〇七年末、歐州向大豆は一九〇八年五月である。

創始後一、二年で限度が設定され、大規模な取引を開始している。また、一九一一年八月には歐州向大豆一万五〇〇〇トン買賣限度（九〇万担）、一〇月には歐州向大豆一万八〇〇〇トン売越限度が滿州營業部に許可されている。「香港支店へ大豆、豆粕先賣認可之件」一九〇七年一月一九日提出（三井物産合名会社「管理部會議案」三井文庫所蔵史料 物産二三二）、「漢堡出張所へ胡麻五百屯売越買賣認可ノ件」一九〇九年三月五日提出（滿州產大豆五十万担先賣ノ件）一九〇九年一月一九日提出（前掲「管理部會議案」三井文庫所蔵史料 物産一三三）、指令第一〇四号一九一一年八月二日、指令第一三一号一九一一年一〇月一四日（三井物産合名会社「指令」三井文庫所蔵史料 物産八八）。

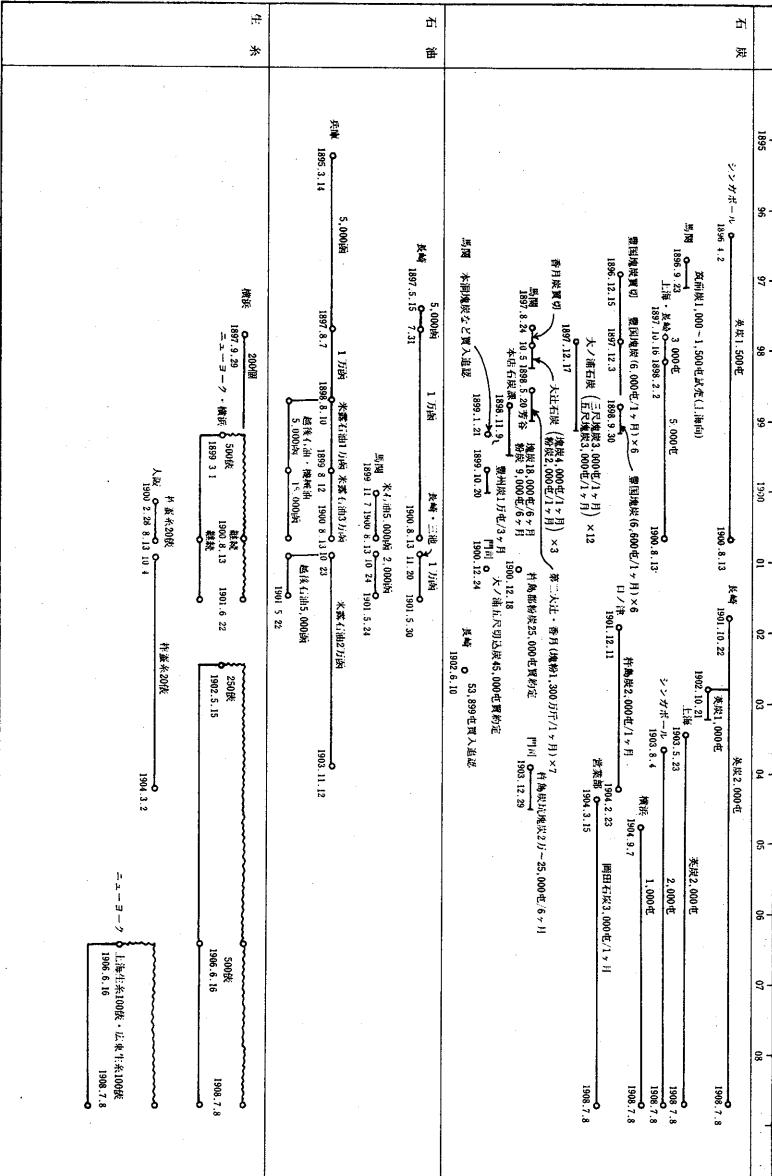
(2) 前掲『三井事業史 本篇』（第三巻上）五八ページ、第1—12表。本表の市場分野別取扱高は、「輸出」「輸入」「国内売買」「外國貿易」にわかれている。掲出数値は「外國貿易」分であり、植民地台灣・朝鮮を含んでいない。

見込商売についての覚書（鈴木）

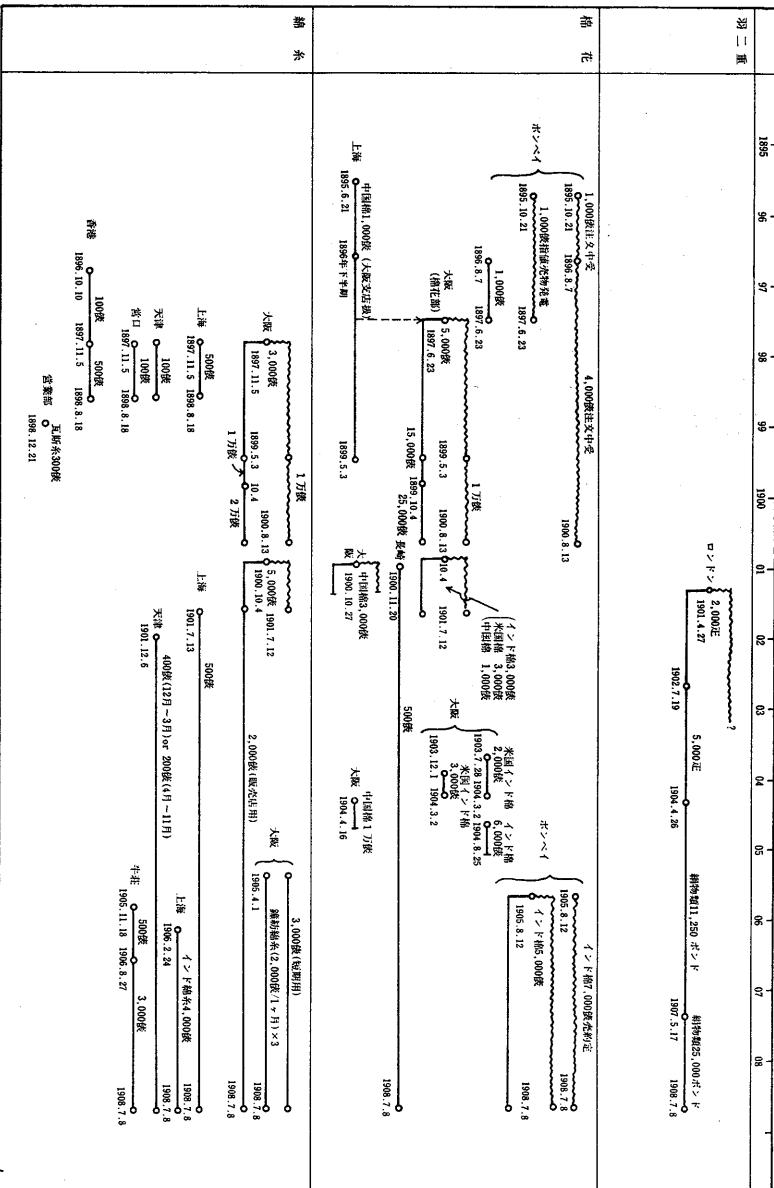
出所)

- 「諸達」（三井文庫所蔵史料 物産62～物産64）、「達」（三井文庫所蔵史料 物産65～物産69）、「達継」（三井文庫所蔵史料 物産70～物産71）、「達」
 （三井文庫所蔵史料 物産72～物産80）、「諸同及指合號」（三井文庫所蔵史料 物産83）、「指令」（三井文庫所蔵史料 物産84～物産88）、「理事会議決」
 「三井文庫所蔵史料 物産116～物産117）、「重役会議案」（三井文庫所蔵史料 物産118～物産122）、「重役会議案」（三井文庫所蔵史料 物産123）、「理
 事会議案」（三井文庫所蔵史料 物産124）、「会議案」（三井文庫所蔵史料 物産135～物産138）、「会議録」（三井文庫所蔵史料 物産143～物産145）、「会議案」（三井文庫所蔵史料 物産146）、「会議録」（三井文庫所蔵史料 物產147）、
 「会議案」（三井文庫所蔵史料 物產148）、「会議書」（三井文庫所蔵史料 物產149）、「会議案」（三井文庫所蔵史料 物產150～物產151）、「会議案」
 （三井文庫所蔵史料 物產152）、「会議案」（三井文庫所蔵史料 物產153～物產156）、「会議録」（三井文庫所蔵史料 物產157～物產158）、「会議案」
 （三井文庫所蔵史料 物產159）、「会議書」（三井文庫所蔵史料 物產160）、「会議書」（三井文庫所蔵史料 物產161）、「会議案」（三井文庫所蔵史料 物產162）、「会議書」（三井文庫所蔵史料 物產163～物產165）、「会議案」（三井文庫所蔵史料 物產166）、「会議書」（三井文庫所蔵史料 物產167）、
 「会議録」（三井文庫所蔵史料 物產168）、「会議案」（三井文庫所蔵史料 物產169）、「会議書」（三井文庫所蔵史料 物產170～物產173）、「会議書」
 （三井文庫所蔵史料 物產174）、「会議案」（三井文庫所蔵史料 物產175～物產176）、「日記」第22号（三井文庫所蔵史料 物產22）、「貿易業者類」
 （三井文庫所蔵史料 物產227）、「川口炭坑・豊國炭坑・書類」（三井文庫所蔵史料 物產228）。
- （注）1. 原則として「指令」「達」の日付、すなはち三井物産本店が各店に売越買越限度に関する命令を発した日付を記載した。この日付が判明しない場合に
 は、案件の可決日を記載した。
 2. 売越買越限度が許可された店名（部名、掛名）、売越買越限度額、新設・増額・削減・廃止日の3点を記載した。ただし、いずれかが不明のものがある。
 3. 對象とした限度は1895年1月～1914年12月である。
 4. 「○」「○——○」は買越限度、「○～～○」は売越限度である。「○」は買入の追認、臨時に1度限りの買越行為の許可を示す。
 5. 1907～1908年は「指令」が現存していないので、売越買越限度が一部抜け落ちている可能性がある。
 6. 木表に記載しなかった売越買越限度は以下の通りである。これらはいすれも「指令」「達」が発せられていない。
 a. 「船系及締結見込買ノ件」（1897年2月23日三井商店理事会可決）：「船系、參千株及締結式方前後」
 b. 「支那棉花ニ限り其季節ニ於て1万俵迄買持ノ件」（1897年9月14日三井商店理事会可決）
 c. 「右炭賣持ノ件」（1900年7月14日三井營業店重役会可決）：「皆省、豐前、大ノ浦等ノ上等炭凡五万噸ヲ先約定ニテ買持」
 d. 「締結賣力俄臨時買越ノ件」（1901年8月13日三井營業店重役会可決）
 e. 「大阪支店棉花カバー買入認可ノ件」（1905年7月3日三井家同族会承認）
 本表記載売越買越限度の補足は以下の通りである。
 a. 大阪支店許可の棉花5,000俵買越限度（1897年6月23日達）について。中国棉1,000俵（1895年6月23日上海支店許可）分を含む。
 b. 上海・長崎商店許可の石炭3,000屯買越限度（1897年10月16日指命）について。三井商店理事会の許可（1897年10月15日可決）は石炭5,000屯。
 c. 兵庫・香港両店許可の外國米6,000袋（約555屯）買越限度（1897年11月2日指命）について。三井商店理事会の許可（1897年10月26日可決）は外
 國米8,000屯。
 d. 豊國鬼侯（1897年12月3日許可）について。1897年12月～翌年1月の間は1万屯買約定。2月以降は6ヶ月間毎月6,000屯買約定。
 e. 大阪支店許可の棉花15,000俵買越限度（1899年5月3日指命）について。インド棉5,000俵現物買備を含む。米國棉買通分は1万俵を限度として
 ニューヨーク・ヨン取引所で定期充実。
 f. 兵庫支店許可の輸出用米3,000屯買越限度、ロンドン支店許可の輸出用米3,000屯買越限度（1899年9月25日指命）について。三井商店理事会の許
 可（1899年9月8日可決）は、買越限度6,000屯、売越限度8,000屯。

付図 売越買越限度一覧

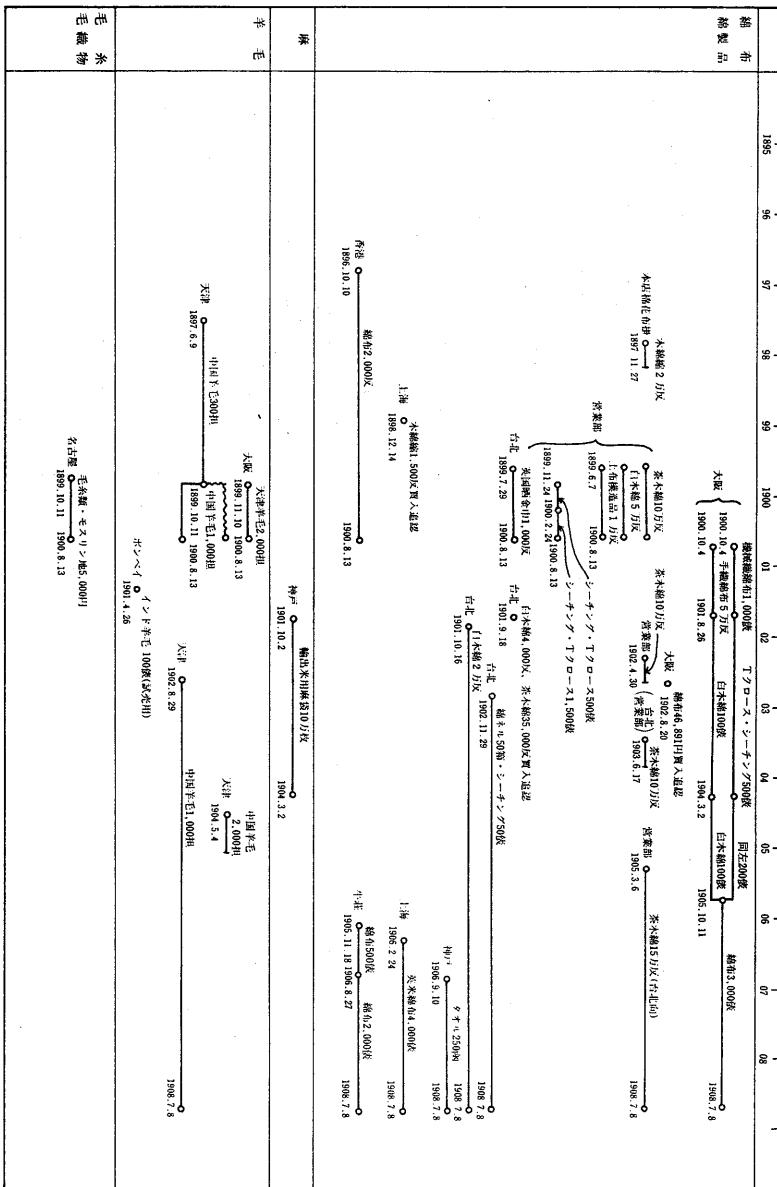


見込商売についての覚書（鈴木）



見込商売についての覚書（鈴木）

第二重 ロンドン		第三重 シンガポール・香港		第四重 横浜	
年月	取引額	年月	取引額	年月	取引額
1899. 10. 10	10	1900. 11. 1	12	1901. 12. 13	14
1899. 12. 2	11	1900. 1. 12	12	1901. 2. 14	15
1900. 10. 27	13	1901. 11. 25	16	1902. 1. 14	17
牛糞	2,000袋	1,000袋(輸出用)	1,000袋(輸入用)	1,000袋	1,000袋
1898. 9. 21	1900. 2. 1	1901. 2. 15	1901. 2. 15	1901. 2. 15	1901. 2. 15
香港	1900. 10. 27	1901. 11. 25	1902. 1. 14	1902. 1. 14	1902. 1. 14



見込商売についての覚書（鈴木）

縄 布
綿 製 品

年	10	11	12	13	14
1899					
1900	○	○	○	○	○
1901	○	○	○	○	○
1902	○	○	○	○	○
1903	○	○	○	○	○
1904	○	○	○	○	○
1905	○	○	○	○	○
1906	○	○	○	○	○
1907	○	○	○	○	○
1908	○	○	○	○	○
1909	○	○	○	○	○
1910	○	○	○	○	○
1911	○	○	○	○	○
1912	○	○	○	○	○
1913	○	○	○	○	○
1914	○	○	○	○	○

各社15,000枚

台北
(1898.4.20)
日本紡織3万台.

台中
(1899.4.20)
綿布2万台.

台南
(1900.7.21)
綿布2万台.

1909.7.21

1911.2.3

1911.3.9

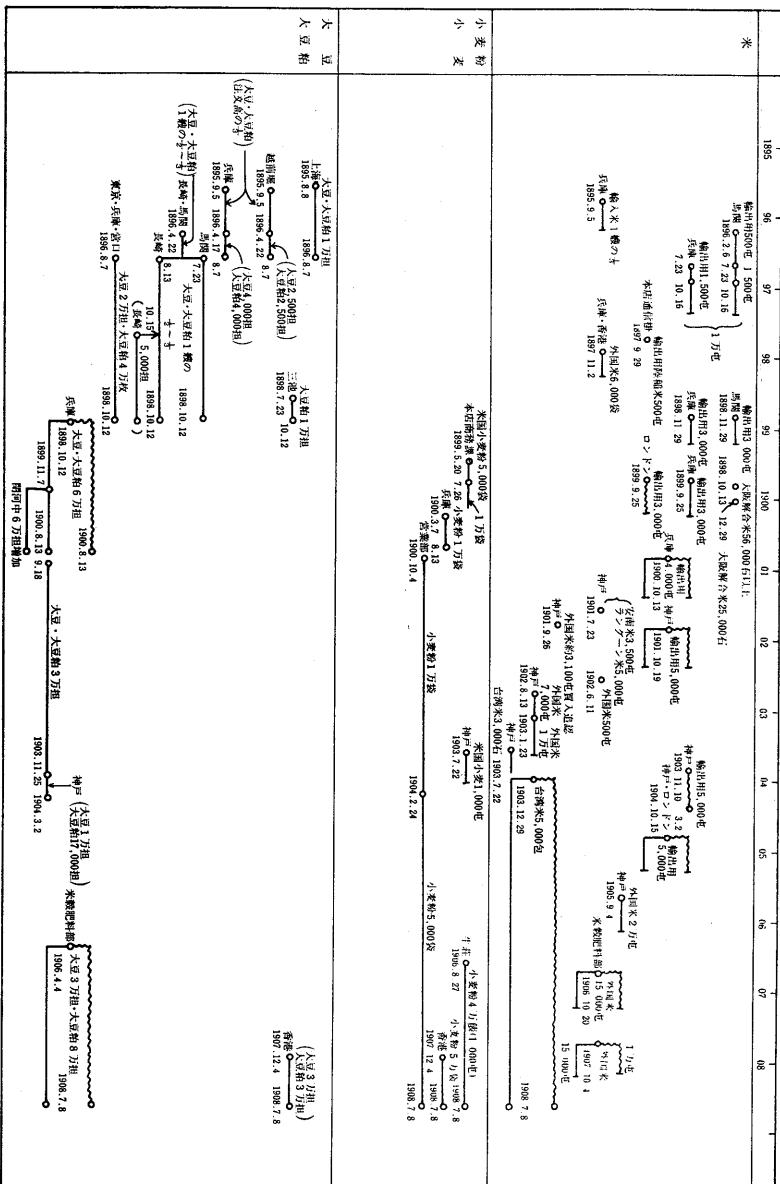
1. 沖縄
綿布1,000張
(機糸との混用可)

1908.9.31

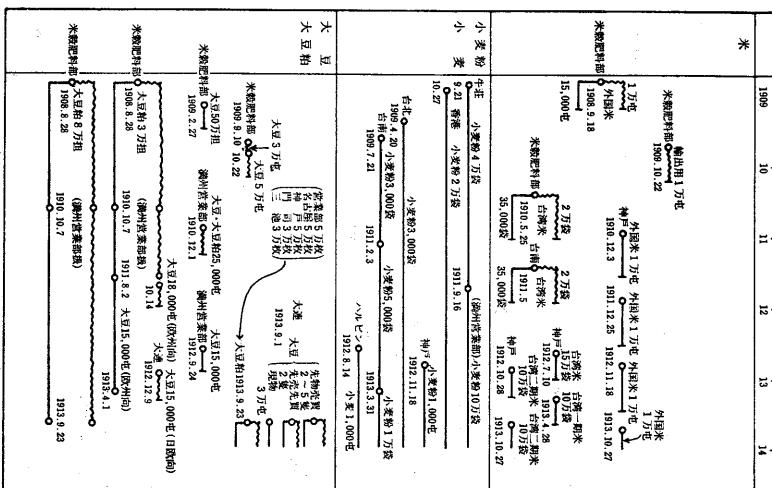
1910.2.1
大正布2,000張

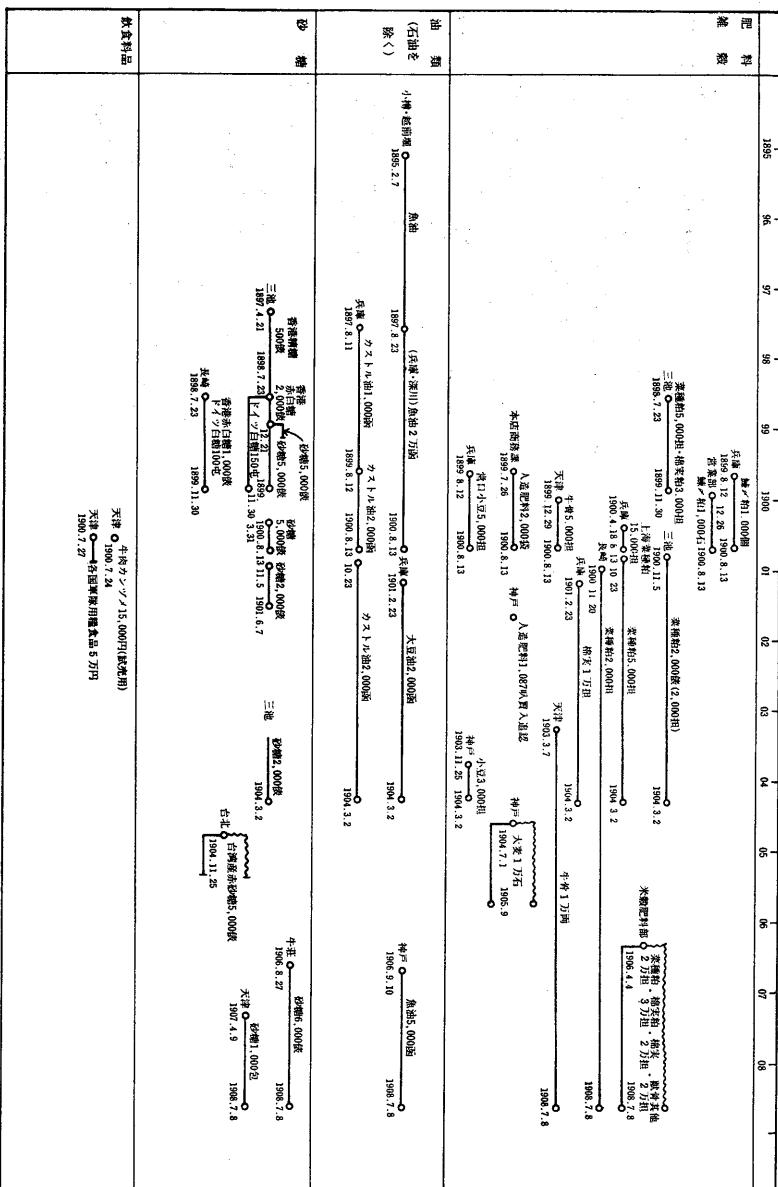
2. 桑
カルカッタ綿袋10万枚
(1913.10.10)

3. 毛
糸
毛織物

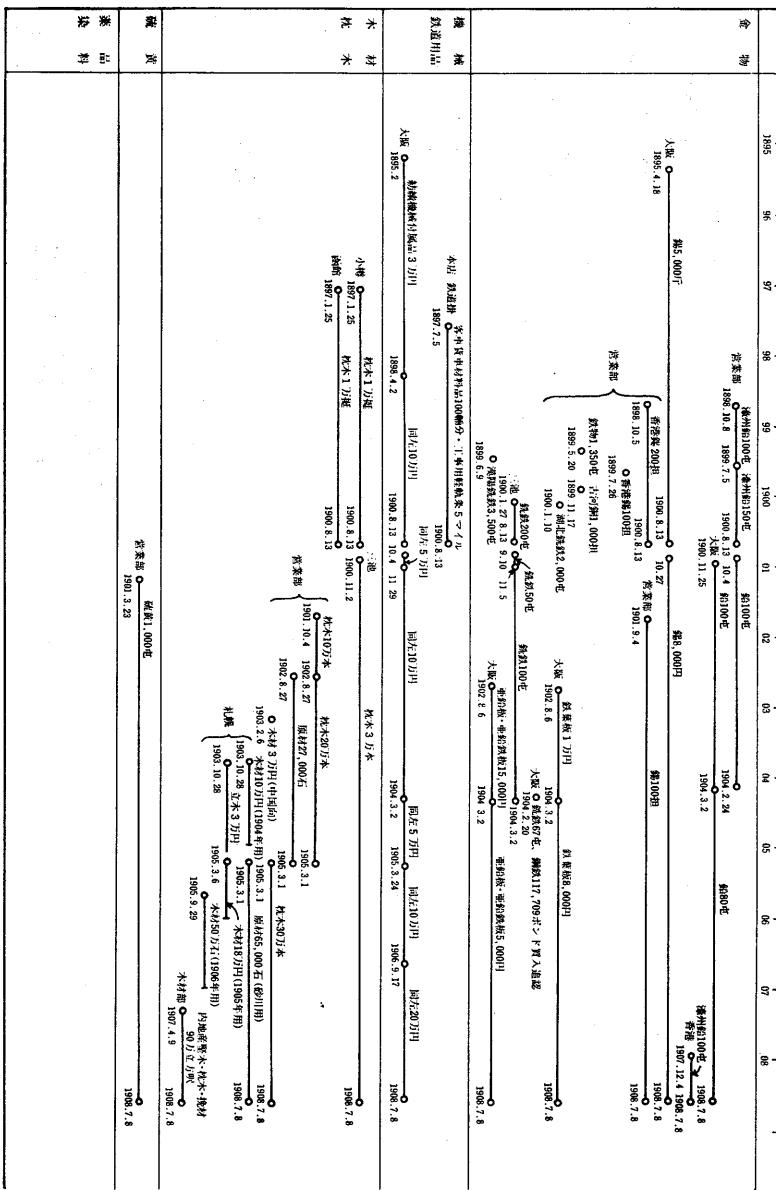


見込商売についての覚書（鈴木）





見込商売についての覚書（鈴木）



見込商売についての覚書（鈴木）

	1909	10	11	12	13	14
金 物						
香港	1909. 10. 10	SHIP(100t)	(銅900kg 鋼900kg) 大阪	銅200kg 營業額 1912. 6. 13		
			備200kg			
			更始50吨			
			營業額 1912. 6. 13	鋼板等、鋼板(500kg)		
			更始引付板(100kg)			
			銅30t 1909.6			
			金物約5万圓			
			銅11			
			1913. 3. 31			
機 械				機械部 (自動車10台など)		
機器用品				1912. 1. 1		
大坂	1909. 2. 10	船運輸料(馬車20万圓)				
木 材						
木 杆						
木 杆	1911. 8. 用	1912. 3. 用	1912. 3. 用			
	1911. 8. 17	1912. 3. 16	1912. 3. 16	1912. 3. 16		
	小株	1911. 8. 31	1912. 3. 11	1912. 3. 11	1912. 3. 11	
	1911. 8. 31	1912. 3. 11	1913. 4. 24	1913. 4. 24		
上 海	1911. 3. 9	米松材立20万圓	スーパーフィート			
	1911. 3. 9	1912. 11. 18	チーク44万圓			
	1912. 11. 18	櫟材11.7t				
	1913. 4. 28	松材10.7t				
鐵 黃						
藥 品				營業額 1903. 3. 000t		
藥 品	1910. 3. 11	カセーソー-テコ20ケン		1913. 12. 27		
	1911. 11. 14	大坂	カセーソー-テコ200ケン			
	1911. 11. 14	船運輸料(駁船200t)	シングルボルト			
	1912. 1. 11					

見込商売についての覚書（鈴木）

年 月 日	1909	10	11	12	13	14
香港	10.27					
		3,000箱				
台東	1909.7.21	200箱	500箱	1,500箱		
天津	1909.9.15	500箱	1911.2.3	1911.3.31		
台北	1909.4.20	400箱				
洲州	1913.2.2	2,000箱				
セメント						
紙 ペ ル フ						
紙 品						
イ ヤ ガ 65,000 箱						
9.12 織物用久花籠 万本						
9.12 花籠・呉服品3,000本						
1909.5.12 9.12 20万枚						
神戸	1912.11.18	木場1,500箱				
1913.3.18 1912.11.18 1913.9.23						
神戸	1911.6.3	木場 自販机タバコ600箱	400箱			
	1913.12.27					
アムヘーフ20万枚						
香港	1909.7.21	製糖用25,000箱	1万箱	1913.3.31 1913.5.21		
台東	1911.3.3	製糖用品1万箱	1913.5.21			
神戸	1913.1.18 1913.5.21	1913.5.21				
神戸	1913.1.14					

- g. 神戸支店許可の輸出用米5,000屯完売期限度（1903年11月10日指令）について。この指令以前に、9月15日3,000屯完売期限度が三井営業店重役会で可決されているが、神戸支店への指令はなされていない。
- h. 大阪支店許可の綿布買越限度（1904年3月2日達）について。Tクロース・シーチングと日本綿の買越限度の共用を許可。
- i. 神戸支店許可の外國米買越限度（1905年9月4日指令）、米穀肥料部許可の外國米完売買越限度（1906年10月20日指令、1907年10月4日指令、1908年9月18日指令）について。台湾米を含む。
- j. 米穀肥料部許可の大豆30万担買越限度（1909年2月27日指令）について。上記限度有効中は、米穀肥料部へ許可の大豆3万担買越限度（1908年8月28日指令）を含む。
- k. 棉花部許可の綿布2万俵完売買越限度（1912年7月13日許可）について。「綿布ノ買越ニ綿花ノ完売」を流用の件は、2ヶ月間を限り許可（1912年10月7日指令）、「綿布買越ヘ向フ五ヶ月間数量壹万五千俵ヲ超過セサル範囲ニ於テ棉花及綿糸買越許可限度ニ在外残高有ル場合ニ限り之ヲ流用」することを許可（1912年12月25日指令）。
7. 付圖では支部名（営業部を含む）の記載でよせた、「達」「指令」記載の部、首部、主店の正式宛先名は以下の通りである。1897年11月5日綿糸は「棉花部」、1899年6月7日茶木綿・白木綿・土布模造品は「綿布首部」、1899年9月25日輸出用米は「輸出米仕入首部」「輸出米販売首部」、1899年11月7日大豆・大豆粕は「營口輸入品取扱首部」、1899年11月24日シーチング・Tクロースは「輸出綿布取扱首部」、1900年2月24日シーチング・Tクロースは「綿布首部」、1901年7月12日綿糸は「棉花首部」、1903年7月28日米国棉・インド棉は「綿花販賣主店」、1911年11月11日枕木その他は「木材部」、1913年10月7日綿花・綿糸・綿布は「綿花部」。